

平成28年9月16日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	9 番	角田一美
2 番	片渕清次郎	10 番	伊東茂
3 番	樋口作二	11 番	松本末治
4 番	中村和典	12 番	徳村博紀
5 番	松田義太	13 番	福井正
6 番	中村一堯	14 番	松尾征子
7 番	稲富雅和	15 番	光武学
8 番	勝屋弘貞	16 番	松尾勝利

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	有森弘茂
議事管理係長	迎英昭
議事管理係主査	江頭英喜

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	橋	村		勉
市	民部長兼福祉事務所長	打	上	俊	雄
産	業	有	森	滋	樹
建	設	森	田		博
会	計	吉	田	範	昭
総	務課長兼人権・同和対策課長	大	代	昌	浩
企	画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事	土	井	正	昭
企	画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長	寺	山	靖	久
市	民	幸	尾	か	おる
税	務	川	原	逸	生
福	祉	橋	村	直	子
保	険	田	崎		靖
農	林	中	島	憲	次
産	業	橋	口		浩
農	業	江	口	清	一
商	工	山	浦	康	則
産	業	江	島	裕	臣
都	市	岩	下	善	孝
都	市	岸	川		修
環	境	栗	林	雅	彦
水	道	小	野	原	隆
教	育	染	川	康	輔
教	育	針	長	三	州
生	涯	山	崎	公	和

平成28年 9月16日（金）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成28年鹿島市議会 9月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
4	1 杉 原 元 博	<p>1. 下水道の点検について 地震・大雨・台風など最近の災害状況を考えると、常日頃からの対策や点検の必要性を強く感じる。自然災害とは別に、日常起こり得る可能性のある事故について質問する。</p> <p>(1) 国交省のホームページを見ると下水道に関する事故が多く発生しているが、鹿島市の状況と他市の事故の状況について</p> <p>(2) 市が管理しているものと、個人が管理しなければならないものの区別について</p> <p>(3) 点検はどの位の頻度で行われているのか。あるいは行われていないのか。マンホール内の状況を把握しているのか</p> <p>2. 健康増進と体力向上のため体操の推進を！ 国民の健康増進と体力向上などを目的に『ラジオ体操』がいつでも気軽に行える体操として全国で親しまれている。</p> <p>(1) 『ラジオ体操』の効果は多くの皆さんが認識されていると思うが、保険健康課の見解は？</p> <p>(2) 身体的な効果とは別に「地域コミュニティー」の再構築にも繋がると思うが、地域づくりの一助として『ラジオ体操』を役立てられないかお尋ねする</p> <p>(3) 昨年12月議会で一般質問した鹿島独自の体操の作成状況について</p> <p>3. 18歳選挙権の検証を 先般行われた参議院選挙で初めて18歳以上へと選挙権年齢が引き上げられたが、検証したい。</p> <p>(1) 18歳、19歳の投票率は？（全国平均、佐賀県、鹿島市）</p> <p>(2) その結果を受けてどのような感想を持っておられるのかお尋ねする</p> <p>(3) 今後行われる国政選挙・地方選挙に際し、若者の投票率を上げるための対策をお聞きする</p>
5	9 角 田 一 美	<p>1. 自治会、団体等からの要望事項への対応状況について</p> <p>(1) 要望の受付、処理状況について（受付件数、未処理の内訳・理由等）</p> <p>(2) 未処理・懸案事項の今後の処理方針等について</p> <p>2. 新たな介護予防・日常生活支援総合事業への移行について</p> <p>(1) 移行の準備計画と進捗状況について</p>

順番	議員名	質問要旨
5	9 角田 一美	(2)介護予防（訪問介護・通所介護）が市の事業に移行される影響について (3)住民主体の支援サービス体制づくりについて
6	10 伊東 茂	1. 今夏の異常気象、猛暑の影響について （梅雨明けからの猛暑による少雨・水不足が及ぼした農作物の被害状況） 2. 人口減少を食い止める継続的な政策と新規施策について （少子化対策と教育環境の充実） 3. 消費税増税延期による地方自治体への影響について (1) 社会保障の充実の確保 (2) 国庫補助金減額が顕著に表れてきた現状の不安 (3) ニューディール構想の今後の進め方

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（松尾勝利君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

おはようございます。1番議員杉原元博でございます。通告に従い、一般質問をいたします。

9月は防災月間で、台風シーズンでもあり、災害には注意をしたいものです。先般の熊本地震や5年前の東日本大震災など日本は大きな災害に遭遇しました。また、最近の台風も従来では考えられないような進路をとって、日本列島各地に大きな被害をもたらしています。北海道や東北地方を初め、甚大な被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。このような地震、大雨、台風など最近の災害状況を考えますと、常日ごろからの対策や点検の必要性を強く感じます。

今回は大きく3つの項目を質問いたします。

まず最初に、公共下水道の役割と鹿島市の現状、自然災害とは別に、日常起こり得る可能性のある事故について質問をします。

下水道に関する項目は非常に幅が広いですが、まず今回は、下水道の役割、鹿島市の現状をお伺いし、日常起こり得る事故の状況と点検に絞って質問をしたいと思います。

国交省のホームページを見ますと、全国的に下水道に関しての事故が多く発生をしていますが、公共下水道の役割と鹿島市の現状、また、事故の状況と他市町の事故の状況についてお聞きいたします。鹿島市に関しては過去に大きな事故はなかったようですが、小さな事故が大事故につながった可能性があったことなどを含めて、また、他市町においては特徴的な事故について答弁をお願いいたします。

次の2点目が健康増進と体力向上のため体操の推進をという観点で質問をいたします。

今後ますますの高齢化社会を迎えるに当たり、市民の皆様がいつまでも健康で長生きをしていただきたい、そのような考えのもと、これまでも私は一般質問の中で、健康増進、疾病予防や、認知症を地域で支える取り組みなど、健康に関する質問を取り上げてまいりました。

「新しい朝が来た、希望の朝だ」、夏休みの風物詩の一つ、ラジオ体操、ことしの夏休みも早朝6時30分を目指して、出席カードを首から下げた児童や生徒、親子連れが近くの公園や広場に集まったことと思います。それに、始業前の職場や建設現場などでも行われていますラジオ体操ですが、国民の健康増進と体力向上などを目的に、年齢を問わずいつでも気軽に行える体操として全国で親しまれています。その効果は多くの皆さんが認識されていると思いますが、最初に保険健康課の見解をお尋ねいたします。

そして、大きな3点目が18歳選挙権の検証をということで質問をしたいと思います。

先般7月10日に行われました参議院議員選挙で、初めて18歳以上へと選挙権年齢が引き下げられました。18歳、19歳が初めて投票をするということで、若者の選挙に対する意識や投票率も注目されました。

今回の参院選の投票率は、前回2013年と比べ約2ポイント改善したとはいえ、全体で54.7%と下から4番目の水準でありました。満20歳以上から満18歳以上への70年ぶりの投票年齢の引き下げが適用されました初めての国政選挙であった点から考えて、今回の54.7%の投票率は満足できる水準とは言えないと思います。初めて投票した世代の投票率は全国平均で18歳が51.17%、19歳が39.66%でした。全体平均よりも10代の投票率は低かったと言えます。

そこで、佐賀県と鹿島市における18歳と19歳の投票率はどうだったのか、お聞きいたします。

以上で最初の総括質問を終わります。その後、一問一答でお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。栗林環境下水道課長。

○環境下水道課長（栗林雅彦君）

私のほうからは3点、公共下水道の役割と鹿島市の現状、それから、自然災害とは別に、日常起こり得る可能性のある事故についての質問がっておりますので、お答えいたしたいと思います。

まず、公共下水道の役割について御回答申し上げます。

下水道の主な役割と目的には大きく3点ございます。まず、自然環境の改善と下水道の整備により家庭排水が直接河川等に流れることがなくなります。それで家庭の周辺環境が向上いたすという利点が1つございます。さらに、これは余り知られていないことなんでございますけれども、雨水の排除がでございます。雨水の排除も公共下水道事業で行っておりまして、下水路で雨水を収集し、これを排除するポンプ場も公共下水道で管理をいたしております。さらには、局所的な集中豪雨も頻発するなど、現在のこれに対応するため、雨水ポンプ施設の運転管理や水路の排水先となる河川への排水路等を計画的に整備いたしているところでございます。このように、下水道施設は浸水による被害から貴重な生命や財産を守るという役割も担っているところでございます。

また、公共水域の水質保全として、汚水が処理されず放流されると水質が悪化する原因になることがございます。公共用水域、いわゆる河川とか海でございましてけれども、この水質悪化は生命の、いわゆる生物の生存その他につきまして非常に悪影響を及ぼす場合がございますので、これを排除するという目的がでございます。このほかに、最近では下水道の新しい役割として、処理水の有効利用や汚泥の有効利用等が今現在、国のほうでも提唱されているところで、計画的に取り組んでいこうと考えているところでございます。

次に、鹿島市の公共下水道の現状でございますけれども、今現在、全体計画の面積は668ヘクタール、認可区域408ヘクタール、整備済みの面積は285ヘクタールで、整備済み区域の下水道への接続率は74%、約1万人の方が大体接続できるという状態になっておりまして、約7,400の方が接続をさせていただいているということでございます。今後お願いをしながら随時拡大をしていくというふうに考えているところでございます。

さらに、鹿島市における自然災害以外の事故でございますが、鹿島市においては、鹿島市の維持管理等の不備による事故というのは今のところ起こっておりません。27年度においては全国的に見ますと、維持管理関係で全国で46件、うち豪雨や台風によるものが2件ございますので、44件の維持管理に関する事故があっているということがホームページ上には上がっております。佐賀県におきましても調べましたところ、ここ2年ぐらいは維持管理に関する重大な事故はあっていないということでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

私のほうからは、健康増進と体力向上のための体操の推進ということで、ラジオ体操の効果ということでお答えをいたします。

ラジオ体操は、旧通信省簡易保険局が制定をし、NHKが放送を開始したのが始まりとされています。昭和26年には現行のラジオ体操第1が放送を開始されています。ラジオ体操の

基本方針は、老若男女誰でもどこでもできる、リズムに合わせて愉快地にできる、機械を使わないで簡単にできるの3点とされ、検討をされたところでございます。また、朝実施することで体を目覚めやすい状態にすること、3分ちよつとの時間で全身運動ができること、有酸素運動と無酸素運動ができること、時間当たりのカロリー消費量が多いこと、運動の基本的な動きが全て組み込まれていること、けがをしない安全な動きでつくられていること、性別、年齢を問わず幅広く実施可能であることなどが効果として上げられているようでございます。

厚生労働省が策定した健康づくりのための身体活動基準においては、安静時を1としたときと比較して何倍のエネルギーを消費するかの単位でラジオ体操第1は4.0メッツとされており、息が弾み汗をかく程度の運動とされております。

保険健康課の見解はとのお尋ねでございますが、今申し上げましたように、既に制定をされてから65年が経過し全国的に定着をしていることや、鹿島市内での夏休みの各地区での実施状況、先ほど申し上げた効果や調査結果などを見ても、継続して実施をすることにより体力の維持向上が図られるものと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

寺山選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（寺山靖久君）

私のほうからは、議員お尋ねの3番目の18歳選挙の検証をとということについてお答えいたします。

さきの参議院選挙における投票率ですけれども、鹿島市が56.77%、佐賀県全体で56.69%、全国では54.70%となっております。そのうち18歳、19歳の投票率ですけれども、鹿島市で18歳が47.51%、19歳が34.34%、18歳、19歳合わせました合計でいきますと41.38%となっております。佐賀県全体で見ますと、18歳が49.61%、19歳が40.02%、18歳、19歳を合わせました率は45.00%となっております。全国でいきますと、先ほど議員言われたとおりにサンプル調査の結果ですけれども、18歳が51.17%、19歳が39.66%、18歳、19歳の合計では45.45%となっております。また最近ですけれども、全体調査が発表されまして、全国ベースの18歳では51.28%、19歳が42.30%、合計で46.78%となっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

それでは、最初の質問事項であります下水道に関する事故点検につきまして、一問一答でお願いいたします。

先ほどは詳細にわたって答弁をいただきありがとうございます。幸い鹿島市においては自

然災害以外の事故は発生をしていないとのことでありました。非常によいことだと思います。

同時に、大事故になる前に日々の点検や管理が非常に重要であると思います。市が管理しているものと個人が管理をしなければいけないものの区別についてお聞きをいたします。

通常ですと、個人の敷地内にある場合はその持ち主である個人が管理をするということになると思いますが、何か特例等があれば、そこも含めて答弁をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

栗林環境下水道課長。

○環境下水道課長（栗林雅彦君）

市が管理しているものと個人のものということでございますので。実は御存じだとは思いますが、当然、道路にある下水管等は鹿島市の管理でございます。また、マンホール等も鹿島市が管理をいたしておりますが、一部鹿島市の最終、要するに宅地の中にあります公共ますと呼ばれるもの、最終的に個人の排水を全て集めまして、それを取り込むものがございますけれども、そこは鹿島市が設置をいたします。ですから、公共ますまでは鹿島市が管理をし、そこに流し込む家庭内の配管は全て個人の管理ということになります。

また、この公共下水道には流してよいという水の基準がございます。ですから、何でもかんでも流していいと、どういった水でも流していいということではございません。例えば、一般家庭におきまして下水の流れを阻害するような固形物、小さなごみ等も含めまして、小さなと申しましても、微細なものはよろしいんでしょうけれども、例えば、小指大の固形物とか、魚の骨とか、いろいろなものがございます。こういったものにつきましては排除をお願いいたしているところでございます。また、それが多量に出ると、たくさん出るという場合につきましては、それを排除するための網の設置や、また、一番多いのが油を多く流すところですね、例えば飲食店とか、またはガソリンスタンド等で洗車をされる場合、いろんな場合があると思いますが、そういった異物、いわゆる砂とか油とかいったものが多量に入る場合につきましては、その除去装置を手前のほうでつけていただくように指導をしているところでございます。排水設備の中ではこういった除去装置をつけないと、それがマンホールの詰まりに発展するという場合がございます。特に個人の場合、気づかないんですけども、少しずつ油を流しましても下のほうでは固まってしまってボール状の白いものになって、それがどんどん付着していくと、それが管の詰まりになります。ですから、油につきましては1リットル当たり10ミリリットル未満とか、いろんな基準がございます。ですから、その基準がございますので、それに合うような形で流していただきたい。また、個人の管理の部分でございますので、適切に維持管理をお願いしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

ありがとうございました。

そしたら次に、点検についてお尋ねをいたします。

下水道やマンホール内の点検については、どのくらいの頻度で行われているのか、あるいは行われていないのか、また、マンホール内の状況は市としてどの程度把握をされているのかをお尋ねいたします。地区によって状況はさまざまであると思いますが、最近で改善が必要だと思われた事例等がありますでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

栗林環境下水道課長。

○環境下水道課長（栗林雅彦君）

下水道のマンホールの点検等ということでございますけれども、下水道のマンホール点検につきましては、毎年10カ所程度を目安に行っております。特に、以前、油が付着していたところとか、砂が流入していたところ、さらにガスなどが発生しやすいところを中心として毎年点検を行っているところでございます。さらに、これは管理という部分ですが、マンホールのふたの取っ手のところにゴム栓をいたしておりますけれども、これが劣化しますと穴になってしましまして雨水が入ってしまいますので、この雨水流入を防ぐためにゴム栓等を随時更新しながらずっとはめているというところでございます。また、管渠の内部につきましては、専門の業者さんをお願いして、専門の機械等を使いながら行っているというのが現状でございます。

改善が必要なところがあったかという御質問でございますが、今回の点検で、飲食店が多いところでございますけれども、除去装置ですね、これは油でございますけれども、油の除去装置の適切な管理がちょっとできていなかったんじゃないかなという事例が1件見受けられました。このことにつきましては、ここの除去装置をきちんとしないと詰まって全ての下水が逆流してしまいますよという注意をして改善をお願いしたところがございました。こういったものは非常にあちこちでも起こり得ることでございますので、ぜひ除去装置等を十分注意していただく。また、実際の家庭でも台所のほうからの流れが悪くなったという場合には、大体油が付着していると、あるいはいろんなものが詰まっている場合がございますので、日常の点検、これは自分ではなかなかできないので、業者さんをお願いするということになるかもしれませんけれども、自分のところの下水が逆流しないようによく管理をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

今の答弁で改善をしていただくようお願いしたところがあったということでございましたが、こういった事例が発見できたというのは点検をされたからということでしょうか、どうしてこういったことがわかったのかということをお聞きしたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（松尾勝利君）

栗林環境下水道課長。

○環境下水道課長（栗林雅彦君）

お答えいたします。

先ほどちょっと申しましたとおり、下水道のマンホールの点検につきましては、ずっと行っているわけですが、特に注意をしているのが、以前、マンホールの中に油がたくさん付着していたようなところ、あるいは砂がたくさんあったところ等をずっと確認いたしております。それとか、特にガス等が発生しますと爆発の危険もございますので、その確認をいたしております。ですから、その中で、あるところでマンホールをあけて中を目視し点検したわけですが、そのときにマンホール内に油がかなり付着しておりました。このままいきますとマンホールそのものが詰まりそうであるということで、もちろん当然こちらの管理として、そこはくみ上げて全部除去をしたわけですが、原因がどこかと探りましたところ、あるところで適切な、いわゆる除去装置、グリストラップと申しますけれども、油の除去装置の個人側の管理がうまくできていなかったと。大体グリストラップというのは多いところですと1カ月に1回は全てくみ上げて清掃しなくてはいけないのですが、そこが1年に1回しかまらずやっていたということで、こちらのほうから申し入れをいたしまして、このままですと逆流いたしますよと、グリストラップそのものもほとんど詰まった状態で、上で全く役をせず油がどんどん流れてきていた状態でございましたので、御注意を申し上げ、改善をしていただくようお願いを申し上げたところでございます。

これが私どもがどうこう言うことではないんですけれども、続きますと御本人も大変でしょうし、もしそのマンホールが詰まってしまえば、ほかのところからもまた流れなくなってしまう、また、流れることによってほかのところも詰まってしまうというふうな悪循環を起こしかねないので、そういった御注意を申し上げ、改善をお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

答弁ありがとうございます。

最後に、今後どのような改善策、対策をとっていかれるのかということをお聞きしたいと思いますが、先ほど答弁いただきましたように、個人が管理をしなければいけない場所であっても特に注意が必要であるというような区域、場所については、やはり市の側も今後注意を払っていただきたいというふうに思いますが、また、これまでのいろんな状況等も含めまして、今後の改善策、対応を答弁よろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

栗林環境下水道課長。

○環境下水道課長（栗林雅彦君）

やはりアドバイス、その他対策ということでございますけれども、私どもがまず工事に入る際に、いろんな注意事項をまとめました書類をお渡しいたしております。その中にも書いてありますけれども、やはり公共ますまでの適切な管理、これが重要でございますので、特に台所からの直接的な油の流入ですね、直接油を流さないということが一番でございます。

また、トイレ等で使われるトイレットペーパーなどは水に溶けるものをお願いしたい。実際にこれが水に溶けない紙でございますと塊になって圧縮されますので、かなりかたい塊となって、石のようになって入ってまいります。それを粉砕する装置はつけておりますけれども、その粉砕装置の寿命も短くなりますし、なるべく水に溶けるトイレットペーパーの利用をお願いしたい。それまた当然そういうことでございますので、固形物を流さない、いわゆる台所ですと、かごを下につけていただいて、一回それでとっていただくというふうなこと。また、お風呂とか洗面所もそうでございます。何が入るかわかりませんので、そういったものを注意していただきたいと思います。

また、特に砂とか油とか、いろんなものの除去装置を設置しているところはその適切な管理、その管理ができませんと結局は直接管に流れ込みますもんですから、そういったことがないように適切な管理をお願いしたいと思います。そういうことによって快適な生活が営めるというふうなことになると思います。ちょっとした心がけでございますが、ぜひそのところをよろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

先ほどおっしゃいましたように、今後も市民の皆さんが快適な生活が営めるよう、また、事故の発生及び再発防止につながりますよう、住民の方への適切なアドバイスや改善の願い等をよろしくをお願いしたいと思います。答弁ありがとうございました。

次に、大きな質問の2番目に移ります。

先ほど保険健康課の見解ということでラジオ体操についての御説明をいただきましたけれ

ども、その中で、ラジオ体操第1は4.0メッツとされておりというような答弁がございましたけど、このメッツというのはどういった単位なのかちょっと詳しく知りたいんですけども、よろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

メッツとは運動強度の単位で、横になったり座って楽にしている状態である安静時を1としたときと比較して何倍のエネルギーを消費するかで活動の強度を示すものとされています。歩く、掃除機をかけるなどは3メッツ、ゴルフ、自転車に乗る、ラジオ体操などは4メッツ、ジョギングやエアロビクスは6メッツとされています。運動量の基準としてメッツに実施時間を掛けたもの、例えば、3メッツの運動を週に60分行うなどがその活動基準として国際的に使われている単位でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

わかりました。

先般発生しました熊本地震の避難所でも、ボランティア活動の前にラジオ体操をする子供たちの姿がありました。先ほども答弁にありましたように、現在のラジオ体操第1が制定されたのが1951年、昭和26年で、ことしでちょうど65年です。翌1952年には第2も誕生しました。

先ほどラジオ体操の効果につきまして見解をいただきましたけれども、このようなデータがあります。神奈川県立保健福祉大学の研究会が、ラジオ体操を3年以上、週5日以上実施をしている55歳以上の男女543人の健康状態を検査しております。それによりますと、男女とも各年代で基礎代謝量、また筋肉量などから算出します体内年齢が実年齢より約20歳も若いという結果が出て、また、血管年齢や骨密度なども良好な数値であることがわかったようであります。このような事例からも、ラジオ体操には大きな効果があることがわかりますが、身体的な効果とは別に、地域コミュニティーの再構築にもつながると思います。地域づくりの一助としてラジオ体操を役立てられないか、お尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

ラジオ体操を地域づくりに役立てられないかとお尋ねでございますが、議員が言われる

ように、ラジオ体操は全国的に子供会の夏休みの行事ということで行われておりまして、国民のほとんどがなれ親しんでいる体操だと思います。財団法人統計研究会というところが行った調査ですが、「ラジオ体操・みんなの体操とコミュニティの形成（地域結束力）について」の調査研究ということで平成21年度に報告書が出されておりますが、これによりまして、ラジオ体操の直接的な効果としては健康維持や規則正しい生活習慣が言われているとあります。さらに、ラジオ体操の集いの場としての副次的な効果として仲間との交流の深まりがあり、一定のコミュニティ形成機能が考えられるとされています。

鹿島市においても、以前から子供会の夏休みの行事として各地区でラジオ体操が行われています。ことしの夏休みの行事としてラジオ体操を行った各区の子供クラブ、単位の子供クラブになりますが、全部で72子供会がありますが、この中の63の子供会で行われております。多くの子供たちや保護者などが参加されています。暑い季節の体調管理、そして、子供たちにとっては長い夏休み期間における規則正しい生活の維持に役立っていることとあわせて、そこに集まった子供たち同士、異世代間での地域ぐるみの触れ合いによる地域コミュニティの構築、それから、維持の効果が当然あると考えますので、今後もそれぞれの地域で継続して取り組んでいただきたいと考えております。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

答弁ありがとうございます。

今おっしゃったように、コミュニティの場としては子供会ですとか夏休みの行事等で行われているということですが、非常に子供たちにとってはいいことだと思いますし、また今度は中高年を対象にした、そういった何かコミュニティの場がないのかなというふうにも思いますけれども、その辺のところをちょっとお聞きしたいんですが、よろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

お答えをいたします。

ラジオ体操を中高年の方が一つの集いの場ということで活用できないかということでございます。

先ほど申しましたのは子供会の行事ということで申し上げましたけれども、今、鹿島市内でラジオ体操を継続的に、例えば毎朝とか、そういった形でされているようなサークル会というのは確認はいたしておりませんが、ラジオ体操に限らずになりますと、体を動かすというところでいけば、太極拳であったりとか、朝の散歩というのが、地域の中での活動という

ものはそれぞれされているということです。

それから、市としましては、高齢者を含めて健康づくりというところも含めまして、まちづくり出前講座を行っておりますが、これはいろいろな行政的なメニューをそろえたりとか、健康とか、そういったところも含めて講座ということでしております。その中で、高齢者の健康、元気づくりということで、運動とか音楽というところを一つのメニューということで、保険健康課のほうとかにお願いをしながらメニューをそろえております。平成27年度でいえば全部で21回、それぞれの地域のサークルなり、例えば、老人クラブだったりとか、婦人会だったりとか、そういうところからのこのメニューの活用がっております。

それからもう1つ、高齢者教室ということで行っております。これはそれぞれの地区の老人会を対象にした教室になりますが、この中で、これもラジオ体操ではございませんが、リズム体操というところで、さまざまなメニューがありますが、その中のリズム体操というメニューがありまして、これも2回ほど昨年行われております。こういったところをずっと進めながら、健康づくりとか、そういったコミュニティーの維持というところで活用していただければと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

ありがとうございます。

今後は、今答弁いただきましたようないろんなコミュニティーの場としてもこういった体操を取り入れて、どんどん普及に力を入れていただきたいというふうに思っております。

次に、私が昨年の12月議会で一般質問をしました鹿島独自の体操のその後の作成状況についてお尋ねをいたします。

昨年視察しました愛知県日進市のにしん体操など、他市での成功事例を紹介しながら鹿島独自の体操の作成について質問をした際に、鹿島の歌の中から選定し、体操を作成予定、準備中との答弁でした。その後の進捗状況について再度お尋ねしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

鹿島独自の体操の作成状況というお尋ねでございますが、現在、市内の理学療法士の方に協力をしていただき作成をしているところであります。作成状況としましては、鹿島にゆかりのある曲の中から体操に合わせやすい2曲を選び、体操の案をつくっていただいております。実際、案としては作成をしていただいたところなんですけれども、実際にうちの職員等が

行ってみたところが、少し細かい動きがわかりにくい部分があるということで、現在、動画の作成を依頼して、わかりやすくできないかということで検討しているところでございます。

今後、その動画ができ上がれば、市が行っている今の運動教室などで市民の方に実際に行っていただき、またそこで意見を伺いながら、今年度中には何とか完成をさせたいというふうに思っております。完成をいたしましたら市民の皆さんへお披露目を行って、DVD等を作成して、老人クラブや各種の集まりなどで使っていただけるように周知を図ってきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

すばらしい鹿島独自の体操が今年度中に完成しますように願っております。

先ほどからいろんな角度で申し上げましたように、日本にはラジオ体操という大変すばらしいものがあり、鹿島独自の体操ができましたら、それとあわせてよりよく使い分けながら、楽しく健康増進、体力向上を図り、さらには地域のコミュニティー再構築の場としても大いに活用していただければというふうに思います。

今回、鹿島新世紀センターが完成しました。防災拠点としての機能はもとより、この体操などの普及にも何か活用ができないものかということをおもって考えているんですが、実はこのような質問をしますのは、テレビを見たり新聞などにはよく目を通すんですが、最近ほとんどラジオは聞かなくなったということもあります。

そこで、こういったラジオ体操などの放送というのを各家庭に流して気軽に体操ができないとか、アパートの2階とかでなかなか難しい方もいらっしゃると思いますが、そういったことで、システム上、可能であるのかという点をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

御質問の趣旨としましては、現在、各家庭に設置をしている戸別受信機を活用してラジオ体操か鹿島独自の体操の放送ができないかという御質問だと思っております。

基本的には、この戸別受信機というのは防災情報伝達システムということでございますので、例えば台風とか地震とか、そういった災害時における避難準備情報とか避難勧告等の放送をすることとしております。それとまた、選挙とか、例えば、ごみ収集の変更があったとか、そういった場合の広報、それから、地域からの行事、そういったことを放送することとしておりまして、ラジオ体操を放送するということは今のところ考えておりません。

実際、戸別受信機をごらんになられた方はおわかりかと思えますけれども、電源スイッチというのがございません。自動的に放送を受信できるような形になっておりまして、例えば、ラジオ体操を放送すること自体は不可能ではございませんけれども、この場合、各家庭に一斉に放送が流れますので、例えば、乳幼児がいらっしゃる家庭とか、夜勤とかで就寝中の家庭とかで放送をしてほしくないような家庭もあると思っております。音量を絞ると今度は火災とか災害時の放送が聞こえなくなるというようなデメリットもあります。それで、放送する家庭と放送しない家庭とか、そういったグループ分けをすることは可能ですけれども、そういった場合、全世帯にどちらでやりますかというような作業が伴いまして、また変更する場合も膨大な作業となりますので、これもなかなか難しいかと思っております。

戸別受信機にはFMラジオを受信する機能はついておりますが、ラジオ体操はNHKのAMのほうでしか放送されていないかと思っております。それで、1日何回かラジオ体操をNHKのほうで放送されておりますので、各家庭で都合のいい時間帯でラジオを受信されるか、または録音をしていただいて利用していただくことをお勧めしたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

答弁ありがとうございます。

現実問題としては今のところこういった体操の放送については難しいのかなというふうな理解をしたところでございますが、今後いろんな意味で幅広くこういった健康増進に向けた何か取り組みができるような、そういった模索というのもしていただければというふうな思っております。

それでは、最後の3番目の質問に移ります。

先ほど答弁をいただきましたように、今回の参院選の投票率は鹿島市の18歳、19歳ともに佐賀県の平均、また全国平均よりも約4%程度低かったというふうなことでした。また、参院選の投票率の抽出調査では、10代の投票率、18歳、19歳は全体平均より低かったものの、20代よりも高かったという結果です。話題性もありましたが、主権者教育や選挙管理委員会などの啓発運動が一定の効果をあらわしたと思えます。

この結果、10代の投票率を受けてどのような感想を持っておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

寺山選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（寺山靖久君）

お答えします。

鹿島市における投票率の中でも18歳、19歳の投票率は低い結果が出ております。今までの選挙におきましても若年層の投票率の低さというのが顕著でありましたし、サンプル調査の結果ですけれども、第14投票区、この市役所のほうの投票率におきましては、全体では54.20%という結果に対しまして、18歳、19歳が28.03%、20代が31.35%、60歳以上につきましては66.77%という結果になっております。全国ベースでも同じように、19歳の投票率が低いのが全国、県、鹿島市でも同様の結果になっておりまして、高校での選挙の啓発を受けていない大学生などが県外等にも在住しているのが影響しているのではないかと考えております。また、20歳から22歳の投票率も20%台となっております、この年代への啓発活動が今後求められてくるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

ありがとうございます。

実は佐賀新聞に掲載されていましたが、佐賀西高が新たに選挙権を得た3年生79人を対象に調査したところ、投票した生徒は実に75人、投票率は約95%と非常に高く、うち9人、12%が期日前投票を利用したそうであります。候補者や政党を選んだ基準は、経済政策が37.3%、憲法問題33.3%、候補者の知名度28.0%などでした。また、佐賀県内の私立高校で偏差値がトップの弘学館の3年生も投票率94%とありました。このことから、偏差値の高い高校の生徒は政治に関心が高く、学校側もそうした教育に力を入れていることのアラわれでしょうか。18歳選挙権が実現し、主権者教育が注目をされています。主権者教育の目的は、政治に関する知識や判断力を高め、能動的で積極的な市民を育てることにあります。今回、具体的な政治課題を授業で取り上げたことで教育委員会も含めて主権者教育が大切だという方向性が出てきましたが、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

主権者教育についてのお尋ねでございますが、各高校における主権者教育に対する考え方については、市の教育委員会としてはコメントする立場にないものではございますが、国の主権者教育に対する考え方を御紹介いたしますと、文部科学省では平成27年11月から義家文部科学副大臣のもとに主権者教育の推進に関する検討チームを立ち上げ、検討を行ってこられたところでございます。

検討チームの平成28年6月の最終まとめを踏まえ、主権者教育の推進プロジェクトが文部科学省から示されております。その中では、単に政治の仕組みについて必要な知識の習得の

みならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を育む主権者教育を推進、主権者教育の推進に当たっては、子供たちの発達段階に応じ、家庭、学校、地域がお互いに連携・協働し、社会全体で多様な取り組みが実施できるよう各種推進方法を実施すると掲げられております。この中で、学校教育に関しましては、今後、中央教育審議会において主体的な社会参画に必要な力を実践的に育むために、次期学習指導要領改訂等について検討される予定でございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

答弁ありがとうございます。

未来の日本を担う若者の政治に対する意識、関心が今後ますます重要になってくると思います。18歳、19歳の投票率を上げていくことが、ひいては20代、30代の若者の投票率アップにつながっていくと思います。現在の中学3年生も3年後には有権者となり、義務教育期間中の生徒や児童も数年後には政治にかかわっていく年代となってきます。政治的中立性は重要ですが、教職員を委縮させてしまっただけでは意味がないと思います。将来的には学校を主権者教育の中心に据えられるとよいと思いますが、教育長の考えをお聞きいたします。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

お答えいたします。

先ほど高校生の中で実際に授業を受けた生徒、非常に投票率が高いということを議員おっしゃったわけですが、まさにそういった啓発活動というのは非常に大事なことだというふうに思っております。

先ほど染川次長のほうから、今、文科省において次の学習指導要領改訂について検討されているということを申し上げましたけれども、その中でも社会参画の態度を育むための体験的、あるいは実践的な学習プログラムの開発も行われる予定だと聞いております。実際に体験する、実践するということがいかに大事かということのあらわれだろうというふうに思っております。

さらに、審議会のほうで議論されておりますけれども、深い学びとか対話的な学び、主体的な学びといったようなアクティブ・ラーニングの視点に立って、しっかりと学ぶということについて検討されております。

さきに述べましたけれども、社会の中で自立して、他者と連携・協働しながら、社会を生

き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を養うといいます、いわゆる主権者教育の目的にも資するものでありまして、推進を図ることが期待されるところであります。

それから、そもそも主権者教育とは何かということを時々考えるわけなんですけれども、先ほども幾らか同じようなことを申し上げましたが、総務省のほうで最初この主権者教育について言われております。国や社会の問題を自分の問題として捉え、みずから考え、みずから判断し行動していく主権者を育てる教育、これが主権者教育だということでありました。

そういったことで、総務省のほうから報告書が出されておりますけれども、いわゆる主権者教育について常時啓発していかなくてはいけないということでは言われております。その中で、有権者だけでなく我が国の将来を担う子供たちも社会参加学習、体験学習を行い、早い段階から社会の一員であるという自覚を持ってもらうことが重要であるというふうに言われておりました、やはりこれは高校生、18歳になってからだけではなくて、小学校、中学校からしっかりと自覚させるような教育が必要であるというふうに言っていると判断をしております。

したがいまして、教育委員会といたしましても、選挙管理委員会などのいろんな部局と連携して、主権者教育に関していろんな取り組みが展開できるように考えていきたいと思っておりますし、学校は学校の中で、いわゆる中だけではなくて地域に出かけていくこと、あるいはいろんな人、物、施設と触れ合うこと、こういったことも大事であります。先日申し上げましたように、中学校のほうでは職業講和とか、実際地域に出かけていっての職場体験もやっておりますので、そういったことでいろんな社会の仕組みを学習することもできるんじゃないかというふうに思っております、そういった活動をさらに充実していきたいというふうに考えておるところであります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

答弁ありがとうございます。

今、教育長もおっしゃったように、特にこの若い世代の教育がやはり重要になってくるのではないかなというふうに思います。日本の将来を今の若い年代の人たちが担っていく、若いころからそういった政治に関心を持っていくということがどれほど重要であるかということをつくづく考えるものであります。20代や30代の若い人の投票率が低いということは、若いころからまだまだ選挙に対する意識、政治に対する問題意識が低いというのが原因ではないかなというふうに思っております。この18歳選挙権年齢の変更を一つの大きな機会としまして、若い人がもっともっと政治に対する意識を持っていただくような取り組みを今後とも

やっていきたいというふうに考えております。

最後に、3年後には参議院選挙、その前に衆議院選挙もあります。今後行われます国政選挙、地方選挙に際しまして若者の投票率を上げるための対策をお聞きいたします。

○議長（松尾勝利君）

寺山選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（寺山靖久君）

お答えします。

今後の選挙につきましては、解散等なければ平成30年度に市長選挙、衆議院議員選挙、県知事選挙が行われる見込みでございます。

若年層の投票率を上げることにしましては喫緊の課題とは考えております。ただ、この特効薬がまだ編み出せていない状況であるのも現状でございます。

今後の国政選挙、地方選挙における若年層の対策といたしましては、高校生等に対する出前講座でありますとかを行っていききたいと考えております。また、県の選挙管理委員会等が行う啓発活動にも協力しながら、市民への啓発活動を行っていききたいというふうに考えております。

19歳から22歳までに関しましては、大学生等も多くいらっしゃると思いますし、住民票を鹿島市に置きながら市外に在住されている方が多いと思いますので、市外在住者につきましては不在者投票制度の周知も考えられると思います。引き続きまして、小・中・高校生に対しましては、明るい選挙ポスターの作成を依頼しまして選挙への関心を深めていってほしいというふうに考えております。

また、選挙管理委員会独自でできることではありませんけれども、インターネットを利用した選挙運動が解禁されておりますので、その普及によりまして幾分変化するのではないかとこのように見ているところでございます。

さらに、今回、防災行政無線の整備が行われ、戸別受信機が各戸に整備されておりますので、全戸に向けた放送が可能になっておりますので、そこら辺の利用を含めまして、さらなる啓発活動を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番杉原元博議員。

○1 番（杉原元博君）

今はインターネット等も普及しておりまして、そういったネット社会というふうなことも後押ししながら若い人の投票率アップにつながればなというふうに思います。

それと、先ほど答弁をいただきましたように、防災行政無線の戸別受信機が整備されたということで、防災機能はもちろん、こういった投票率アップのための呼びかけ等を強化して

いく中で、活用の範囲が広がっていく効果が出ることを期待したいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。大きな3項目につきまして、詳しい答弁ありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

以上で1番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時25分から再開します。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、9番角田一美議員。

○9番（角田一美君）

皆さんおはようございます。9番議員の角田一美でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

今回質問している質問事項は2項目でありまして、1番目に、自治会、団体等からの要望事項への対応について、2番目に、新たな介護予防・日常生活支援総合事業への移行について、この2点について質問いたします。

それでは、1番目の自治会、団体等からの要望事項への対応状況についてお尋ねします。

自治会、あるいは市民の皆さんからの要望事項の中には、解決するまでには相当の年月を要するものも多く、区長や地域の代表者、あるいは市民の皆さんから「市役所に要望を出しているけれども、四、五年たっても一つも先に進まん。どがんなりよっとやろうか」とか、「担当者もかわって本当に引き継いでもらっているのか心配」「何度でん要望書ば出さんばらんとね」、あるいは「現場確認に来てもらって写真は撮って帰られたけれども、その後、対応できるのか対応できないのか、何の返答もないまま何年も過ぎている」といった心配の声が聞かれましたので、確認の意味で今回質問させていただきました。

なお、この質問に先立ちまして、各部各課の皆さんに過去5年間にわたって、この要望への対応状況について資料を要求させていただきました。膨大な資料になりましたけれども、快く御協力いただきまして本当にありがとうございました。担当者の皆さんにお礼を申し上げます。

そこで、要望の受け付け処理状況についてなんですけど、安全で安心なまちづくり、ふるさと鹿島市をよりよいまちにするためには、市民の皆さんの御意見や御要望を十分に把握するとともに、その要望について速やかに検討、対応し、今後の市政に反映していくことは大変重要であると思っております。

今回、資料を提出していただいた過去5年間の要望事項には、道路の拡幅とか、交通安全

のための離合場所の設置とか、転落防止の柵の設置、路肩・路面の改修、あるいはガードレール等の安全施設の設置とか水路の改修、排水路の整備充実など、市民生活に密着した要望から、事業を拡充してほしいとか、あるいは制度を改善してほしいとかといった施策についての要望など、さまざまな要望が毎日のように寄せられておりました。

これらの要望の中には、既定予算で直ちに対応できるものもあれば、事業実施のための予算化が必要なもの、また、事業費規模が大き過ぎて対応に数年かかるもの、あるいは制度的に見直しが必要なもの、また、市単独ではできなくて、国、県の財政的な支援が必要なもの、それからまた、果たして行政がやるべきなのかといったぐあいに対応方法はさまざまで、市当局も大変苦慮されていると思います。しかし、市民の皆さんにとっては、生命や財産を守るために大変心配されたあげくの要望であり、一日も早い対応が望まれております。

また、これらの要望に適切に対応することによって、適切な公共施設の維持管理、あるいは災害、交通事故の未然防止にもつながることから、要望の内容を正確に把握し、真摯に対応する必要があると考えております。

市民の皆さんからの要望を正しく調査、記録して、行政としての情報共有を図りながら、適切な対応によって、市政に対する市民の皆さんからの信頼性を高めるためにも、要望等に対しては誠実かつ公正な対応が求められております。このような要望を市で受け取った場合は、このようなことからスピード感を持って丁寧に対応すべきと考えております。

そこで、総務部長にお尋ねしますが、市民の皆さんからの要望処理に当たって、スピーディーに、あるいは公平に処理するために、どのような処理要領でなされているのか、処理規定等を持って、処理要領とか基準等が各部各課に示されているのか、まずお尋ねします。

また、今回、いろんな報告をしていただきました。非常に適切に対応しておりましたが、速やかに対応しているものがほとんどでしたけれども、まだ課題等が多く残っております部署が都市建設課でありました。

そこで、都市建設課長にお尋ねしますが、市民生活の安全・安心確保のために早急に改善、対応してほしいといった要望が過去5年間でどのくらいの件数が受け付けられ、その受け付けされた要望がこれまでどのくらい処理されて、現在、未処理・懸案事項としてどのくらいの件数が残っているのか、お尋ねします。

また、処理対応できていない理由として、どんなものがあるのか。要望の受け付け件数、処理対応済み件数、それから、未処理件数とその理由について、特に3年以上、長期間にわたって対応できていないものについて、課題等について例示して答弁をお願いいたします。

2番目の未処理・懸案事項の今後の処理方針等については、答弁を受けてから、後ほど映像等を使いながら一問一答で進めさせていただきます。

次に、2項目めの新たな介護予防・日常生活支援総合事業への移行についてお尋ねします。

この質問については、昨日、松尾征子議員からも国の今回の介護保険制度改正について、制度論を含めて鹿島市の対応について質問されておりましたけれども、一部重複するかもしれませんが、改めて答弁をお願いいたします。

私も、これまで平成26年度、いわゆる法制度改正が出された時点から、平成26年の6月議会、あるいは平成27年の12月市議会でも、ここら辺の取り組み状況について、執行部の対応状況について質問してきましたけれども、まだ移行まで2年間あるということで、非常に取り組みが不明確で、十分納得いく回答を得ておりませんので、改めて質問させていただきました。

いよいよ猶予期間もなくなりまして、来年4月から介護認定要支援1並びに要支援2の方に対する介護保険給付事業が介護保険事業から鹿島市の介護予防・日常生活支援総合事業へと移管されることが決定しております。改めて鹿島市の取り組み状況についてお尋ねします。

まず、移行準備計画と、その進捗状況についてお尋ねします。

前段で、鹿島市においては、介護保険制度がスタートした平成12年度は総人口3万3,960人でした。65歳以上の方は7,302名、高齢化率21.5%でありましたけれども、平成28年6月現在では人口3万335人、65歳以上の方は8,924人で、高齢化率29.42%となっております。今後、団塊の世代が後期高齢となる9年後の平成37年度では人口が2万8,278人、65歳以上の方が9,261人、したがって、高齢化率32.8%と見込まれております。3人のうちの1人が65歳以上の高齢者である超高齢社会を迎えます。

この超高齢社会の到来で、生産年齢人口、いわゆる15歳以上64歳までの生産年齢人口は平成27年度1万7,727人でありました。これが9年後の平成37年度には1万5,106人と見込まれております。現在よりもさらに生産年齢人口が2,600人程度減少が見込まれ、逆に65歳以上の高齢者は約470人の増加が見込まれておりまして、現在でも深刻化しております介護人材の不足は、さらに深刻化すると思われております。介護事業所等ではここら辺を非常に心配されているところであります。

また、要支援者、要介護者が介護サービスを利用した場合の利用者本人の負担は原則1割ですけれども、平成27年8月からは、単身、年金収入2,080千円以上の所得者は2割と変更になっておりますけれども、一般的に原則1割で、残り9割は40歳以上が支払う介護保険料と公費、いわゆる税金で賄われております。この9割部分の介護給付について見てみますと、杵藤地区介護保険事務所からもらった統計資料によりますと、年々非常に増加をたどっている状況にあります。

介護保険制度がスタートしました平成12年度の鹿島市の保険給付費は1,445,000千円でありました。これが平成27年度では実績で2,754,000千円、1日で換算しますと7,550千円の介護保険給付費が支払われております。スタートした時点と比べますと、約2倍近くまで伸びておりまして、この介護保険料の負担が今後さらに重くなってくると想定されます。

このため杵藤地区介護保険事務所では、国の方針に基づき、自宅で受ける訪問介護、いわゆるホームヘルプサービスや、施設に出向いてサービスを受けます通所介護、デイサービス事業を介護保険給付から外して、平成29年4月から鹿島市の地域支援事業に移行することで準備は進められていると思いますが、その移行計画は具体的にどのように考えてあるのか、お尋ねします。

また、介護事業者及び利用者等、市民の皆さんへの周知はいつの時点で行われるのか、また行われたのか、お尋ねします。

次に、2番目の介護予防（訪問介護・通所介護）が市の事業に移行される影響についてお尋ねします。これも再三聞いてきたんですけども、明確な答弁が示されませんでしたので、改めて質問をいたしているところであります。

介護保険事務所の説明によりますと、平成29年4月から市町村の介護予防・日常生活支援総合事業に移行するけれども、その時点では現行サービスはそのまま維持するということの説明を受けました。しかし、移行によって、利用者にとって、いつからどう変わるのか。現行のままだったら、その介護保険制度の趣旨が何も反映されないわけですけども、この移行によって現実的にどう変わるのかですね。

移行当初は現行サービス相当でスタートし、サービス体制が整い次第、人員基準等を緩和したサービスA、それから、住民主体による支援サービスB、それから、短期間の自立支援を目指した短期集中予防サービスC等の多様なサービスを提供することとなっておりますが、移行後、本格移行するまでの、いわゆるこの構築期間をどの程度考えておられるのか、いつから本格的に実施されるのか、その移行計画についてお尋ねをいたします。

また、この多様なサービスの提供によって、既存介護保険事業者への影響をどのように考えてあるのか、影響するのかもしれないのか、あわせてお願いします。

それから3点目に、住民主体の支援サービス体制づくりについてお尋ねをします。

県内外の市町では、介護予防のサービス支援体制づくりとして、高齢者の居場所づくりにメニュー方式の単独補助をしたり、体操運動教室での講師、指導者の育成に力を入れ、地域公民館、集落センター等に派遣するなどして、高齢者の居場所づくり、介護予防教室が、あるいは生きがいづくりにいち早く取り組んでおられます。鹿島市の取り組みのおくれを感じております。非常に我々にもそういった取り組みの全体像が見えてまいりません。今後の取り組み方針についてお尋ねします。

鹿島市は中山間地域の集落が多い地域でありまして、都市部と同じような体制とはいきませんでしょうけれども、この取り組みいかんによって鹿島市の介護保険料の増額負担ということにつながりますから、国の制度論を非難するばかりじゃなくて、いわゆる介護保険料増額負担を市民の皆さんに投げかけないためにも、負担増を避けるためにも、高齢者を地域住民で支える住民主体の支援体制をいち早く構築する必要があると思っております。鹿島なら

ではの金のかからない独自の支援体制づくりを急いで取り組んでもらいたいと思っております。

地域住民が取り組むためにも、どのような取り組み方があるのか、模索状態では先に進まないと思いますので、そのためにもモデル的な事業を示してもらいたいけれども、そのモデル事業の取り組み、いつぐらいからそのような取り組みの考えがあるのかどうか、どういったことを考えておられるのか、お尋ねします。

例えば、吉野ヶ里町では社会福祉協議会で民家を改修したサロンを開設して、人員配置基準、利用料を緩和した居場所づくりが進められております。隣の大村市では、民家の空き家を利用したサロンを開設して、現行のデイサービスよりも職員配置基準を緩和した居場所づくりを着々と進めておられまして、地域住民が取り組みやすいように施設の改修や、あるいはサロンとか居場所で、介護予防運動教室あたりの介護予防する時間帯に、ボランティアの指導者をその協議会あたりが中心となって派遣調整して、地域で非常に取り組みやすいような形の支援体制が着々と進んでおります。

こういった取り組みが、この鹿島には見えてまいりません。こういった取り組みについて、今後の方針をお尋ねします。

これで1回目の質問を終わります。あと内容については一問一答で進めさせていただきます。答弁よろしくお願いたします。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。橋村総務部長。

○総務部長（橋村 勉君）

私のほうからは、角田議員の大きい1番目の自治会、団体等からの要望事項への対応状況についての中で、要望に対する処理をどのようにしているのかということの質問に対してお答えしたいと思います。

まず、全庁的に要望等に対する事務処理要領というのを策定しておりますので、その要領に基づき処理をしているところでございます。

この要領の目的ですけれども、もう議員もおっしゃられたとおりでございますが、住民からの要望等に対し、組織共有し、迅速、的確に対応する。住民の声を広く聞くことで、行政への市民参加、住民ニーズに対応した効果的、最適な政策を実現するために要領を制定しております。

まず、1番目ですけれども、要望等のできる人ということなんですけれども、これにつきましては、要望等のできる者の制限は設けておりません。住民さん、区長さん、全ての住民を対象とするものでございます。ただし、この分については、道路改良、拡幅、河川改良、防犯灯設置などは地区間との調整が必要ですので、区民を代表する立場から区長さんをお願いしているところでございます。

受け付け窓口につきましては、要望等の内容の事務を所管する課。

それと、処理ですけれども、要望等がなされた場合、所管課は要望等の趣旨を的確に受けとめ、検討し、迅速に対応、処理しているところでございます。

その要望に対しまして、意思の決定方法ですけれども、必要に応じて課内会議、部内会議、部課長会議、最終決定、重要な部分につきましては庁議を開催し、適切な意思決定を図っているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

都市建設課のほうからは、要望の受け付け、処理状況について、要望に関する御質問ということでお答えしたいと思います。

まず、5年間の受け付け状況でございますが、現在191件でございます。

次に、処理状況でございますが、処理済み件数113件、未処理件数67件、対応不可件数11件、以上で合計191件というふうになっております。

この中の未処理件数67件につきましては、未処理の内訳として、工事の種別ごとに大きく9項目に分けさせていただいております。この9項目を御説明いたしますと、道路・路肩改修、道路側溝整備、水路改修、ガードレール設置、道路舗装改修、道路のり面石積み改修、道路拡幅、転落防止柵等の小規模工事など、そして最後に、これら以外の要望ということに分けております。

次に、対応状況でございますが、小規模な工事等は市で雇用しております現場作業員に依頼をいたしまして、順次対応を行っております。

そして、里道や水路などの法定外公共物、これらにつきましては場所によって、原材料として地元に必要なコンクリートなどの材料を支給いたしまして、地元での施工や補修を行っていただいております。

そして、御質問の長期に対応がおくれている要望項目の例示として、大規模な工事となります路肩改修、側溝整備、ガードレール設置工事などにつきましては、その緊急性とか経済性を考慮いたしまして点数化を行って、これに基づいた数値で優先順位をつけた上で市で年次計画を立てて工事を行っておりますが、優先順位が低いものにつきましては鋭意工事が早く済むように調整は行っておりますが、どうしても処理がおくれている箇所もございます。

最後に、対応不可の部分の理由でございますけれども、これらにつきましては国や県が管理を行う箇所も要望書には包含しております。市といたしましては、地元からの要望事項といたしまして、国や県に迅速に引き継ぎはしておりますが、相手方のいろいろな事情により

まして、まだ対応がなされていない箇所もございます。主なものといたしましては、道路上の停止線などの交通規制標示であり、これは警察への協議を市としては随時行っておりますが、現場の調整等の諸事情でまだ対応されていない状況もございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

私からは新たな介護予防・日常生活支援総合事業への移行についてお答えをいたします。

まず、移行計画でございますが、新総合事業の準備作業については、現在、杵藤地区介護保険事務所と構成市町で移行に向けて協議を進めているところでございます。

具体的には移行の時期や総合事業の対象者の決定方法、サービスに係る単価の設定や給付等に係るシステムの選定などを行っているところでございます。

移行の時期については、平成29年4月からに決定いたしました。現段階では平成29年4月から新事業移行となりますが、議員おっしゃられるように、当面は現行相当のサービス提供体制を継続し、新たなサービスの提供体制ができ上がった段階で新サービスの提供を行うこととしております。現在の要支援の認定を受けられている方は、認定の有効期間がそれぞれ違うため、全員が平成29年3月に認定が切れ、更新を迎えることにはならないので、1年間をかけて更新していくこととなります。このため完全に移行をするのは、平成30年4月となる予定であります。

周知の方法でございますが、周知の時期については、まず、現在の決定事項を10月にサービス提供事業者への説明会を開催する予定といたしております。内容は、先ほど申し上げた移行の時期や移行の方法、サービスの内容、単価の考え方になるかと思われま。

利用者の方へのお知らせについては、事業所説明の後にできるだけ早い時期に周知を図っていきたくと考えております。周知の内容や方法についても、利用者の方が不安のないよう、広域圏と連携をし、検討していきたくと考えているところであります。

次に、移行によってどう変わるのかという御質問でございますが、平成28年7月の実績では、介護予防訪問介護の利用者の方が58人、通所介護の利用者の方が128人いらっしゃいます。当初は訪問介護、通所介護とも現行相当のサービスのみの提供をし、体制が整備できたときに、29年度以降、順次実施をしていくこととしています。

今後のサービスの提供については、多様なサービスとして訪問型サービスについては現行の訪問介護相当のサービスのほかに、緩和した基準による生活援助等のサービス、住民主体による自主的なサービス、3か月から6か月の期間に専門職で行う短期集中予防のサービス、移送前後の生活支援の移動支援が考えられています。

通所型サービスにおいても、現行の通所介護相当のサービスのほかに、緩和した基準によ

るミニデイサービスやレクリエーションなど、住民主体による体操や運動の活動、専門職による短期集中予防サービスが考えられています。

今後は利用される方にとって、どのサービスが適当なサービスであるか判断をしながら基準を定めて、希望等をお聞きしながらサービス低下にならないように進めていきたいと考えております。

次に、既存事業者への影響とのお尋ねでございますが、既存事業者が現行相当のサービスを提供する場合、現行の基準額が上限とされております。緩和されたサービスについては、現行の基準を下回る額とされており、単価は下がることになろうかと思えます。しかし、人員配置ほか基準が緩和されるので、現行の必要経費等も下がるのではないかというふうに見込んでいるところでございます。

なお、実施方法については、現行相当サービスと緩和されたサービスは指定事業者によるサービスも可能とされています。また、住民主体によるサービスは補助や助成という形での運営が想定をされています。

住民主体のサービス体制づくりについてという御質問でございますが、支援体制については、まず、今回の補正予算で議決をいただいた生活支援体制整備事業を実施し、介護予防や生活支援の提供体制の整備に向けた取り組みを行っていくこととしています。

具体的には、地域に不足するサービスの創出、生活支援の担い手の育成、元気な高齢者が担い手として活動する場の確保、地域のニーズとサービス提供主体活動のマッチングを行っていく生活支援コーディネーターの配置、また、体制の整備に向けて多様な主体の参画が求められることから、定期的な情報の共有、連携強化の場として協議体を設置し、資源開発を推進していくこととしています。

なお、この事業については、地域福祉やボランティア活動に精通し、鹿島市の実情を把握し、公平性が保てるという点から、鹿島市社会福祉協議会に委託し、事業を実施することとしています。

また、昨年度から今年度にかけて地域で実施されている集いの場について調査を行ったところです。これらは自主的に行われているサークル等で、今後は地域支援事業の中の一般介護予防事業での普及啓発事業や介護予防・生活支援サービス事業として展開できるかを研究していきたいと考えています。その中でモデルとなる事業があれば、そういったところでモデル事業というのを検討していきたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（松尾勝利君）

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時58分 休憩

○議長（松尾勝利君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

9番角田一美議員。

○9番（角田一美君）

第1回目の質問に対して御答弁ありがとうございました。

これから一問一答で進めさせていただきます。

市民の皆さんから提出されました要望事項の処理、対応状況については、各部各課からそれぞれ提出いただきまして非常に参考になりました。どういった問題があるかということも大体わかりました。

そこで、いわゆる提出された要望はスピーディーに、しかも、公平に処理されているかという観点から処理要領等についてお尋ねしましたところ、総務部長から答弁がありましたように、処理規定を持ってやっているということで、おおむね報告されたところを見ていると、処理されておりまして、安心はいたしました。

今回、特にいろんな課題がありまして処理ができていなくて、いわゆる長期にわたってまだ対応できていないもの等について、特に道路の拡幅とか、交通安全上のための離合場所の確保、あるいは増設、それから側溝の整備、そういったものが非常にまだ長期になっています。そこで、これからそういった問題が残っているものについて、二、三点例示をしながら質問したいと思います。

まず最初に、市道については市で所管していますから対応できるんですけども、市道にまだ認定されていない農道とか里道、それに対しても、原則は地域住民の方で管理をしていただいておりますけれども、この里道にも非常に長距離の区間があったり、大きな里道橋、こういったものは、いわゆる戦後の昭和40年代、50年代にかけて災害、昭和57年あたりで大水害が起きて、その後、かけかえを災害復旧で県の復旧工事をやられたところ、そういったところの大きな橋が既にもう五十数年、54年とかたって老朽化しております。一つ例を挙げてみますと、写真を見ていただきます。

〔映像モニターにより質問〕

これは能古見の山浦、川内地区の公民館裏にかかっております里道橋なんですけれども、岩屋橋と、いわゆるこれは2級河川の石木津川の上流で、ちょうど川内地区の公民館裏にかかっているんです。これは昭和37年の七・八水の災害で県の復旧工事で建てかえられて、54年経過いたしています。

そうしたことから、その当時の復旧工事で急いでやられた関係もあるんでしょうけれども、もう54年経過して橋の両端の欄干が腐食をいたしておりますして、欄干の高さも低くて、子供が自転車で通るのには非常に危険、それから、欄干も非常に鉄骨部分が腐食し、また、コン

クリートが剥離して、そのコンクリートの中の鉄骨もさびてきていると。その裏側に行きますと、コンクリート板が剥離をして、もう鉄筋が出ております。その鉄筋も腐食しております。

こういった形で老朽化したのが事例としてあって、地元のほうから、この石木津川上流に8戸の集落があるんですけれども、その方がインフラとして毎日使われているんですが、この橋がいつ落ちてくるかわからないと非常に不安を持っておられまして、特に今では普通車は非常に危ないということで軽のような形で心配をされております。

ただ、ここはいろんな一般の方も共用されたり、あるいは宅配便とか衛生社の車も中型車、そういったものが通るんですけれども、いつ落ちるか、地域住民だけ注意しても、不特定多数の方が来られるわけですからね、そういった方あたりに注意喚起——非常に事故が起きてもおかしくないような状況なんですね。

ただ、ここが16メートルというような形で外注で60,000千円、70,000千円とかかるわけですね。これを地元の8世帯に、あるいは地区に負担させると——到底できないわけです。これは4年前も出しておられて、あとできないもんですから、また2年たった形で要望されていますけれども、鹿島市では対応できないということで、土木事務所あたりにまた要望に行かれておるんですけれども、この土木事務所の見解というのは、やはりそういった大きな工事を地元の方には負担させるわけにいかないだろう、何とか鹿島市でそこら辺の対応を再度検討してほしいというような形でしているんですけれども、こういった里道橋が今後も出てくる可能性がある。

鹿島市として、こういった大きな里道橋についての対応方針、そういった考えをどういった形を持っているのか、ぜひともお聞きしたいと思います。そして、一日も早くこれを解決していただかないと、市民の方は不安で不安でたまらない。事故防止の観点からぜひともそういったものに取り組んでいただきたいと思うんですけれども、現時点での検討状況についてお尋ねいたします。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えしたいと思います。

今お尋ねの件につきましては、川内地区の公民館裏の里道橋ということで以前からお話が合った部分についてということでお答えしたいと思います。

この川内の公民館裏の里道橋の改修の件につきましては、先ほどございましたとおり、数年前から要望ございまして、その対応はどうすりゃいいかということで鹿島市では当然検討を続けております。

この里道橋は、県の河川にかかるものとして、先ほどありました昭和37年の災害の復旧時

に、もともと橋はなかったというところに河川両岸の、当時、県管理の里道をつなぐということで地元住民の方のために県の河川事業で新規にかけられたということはお聞きしております。鹿島市としても補助事業や単独費などでの対応ができないか、各種これまでいろいろと検討を重ねてきたところでございます。

県の河川の管理者である杵藤土木事務所のほうに対策工事の要望は当然続けておりますが、これは平成16年当時にさかのぼりますけれども、この前後に里道や水路の法定外公共物、これらにつきましては順次市へ移管ということで法で定めがありまして、佐賀県さんのほうからは県での工事や補助事業はないということで申されました。

先ほどありました事業等について何か方策はないかということで相談しましたが、土木事務所さんのほうからは里道から市道へ昇格をして、市道に指定して、国と市の予算措置で工事を行う社会資本整備総合交付金の国庫補助をもらったと、これは角田議員もその場にいらっしやって、地元もいらっしやったんですけれども、そういうお答えを受けたところでございます。

鹿島市を含め、この結果をもとに全国の状況確認を行いましたけれども、これまでお伝えしてまいりましたとおり、やっぱり新しく設置した道でない限り、市道としての新規認定はこれまでほとんど行われていないという状況でございます。鹿島市も当然そういう状況です。

さらに、やはり全国的にも同様ですけれども、鹿島市全域には里道橋が大小含めて相当数存在いたします。もし、今回のこの一件を先ほど県からの提案がっております市道認定するとすれば、幅員など、これは最低条件ですけれども、市道の認定基準に合わない里道についても、今後は全てに同じ対処をすべきことという形になってまいりますので、今回は未処理や遅延という言葉で御質問がっておりますけれども、今回の要望箇所の改善方法につきましては、うちも当然、全国もそうですけれども、余りにも事例とか方策が見つからない状態で、何かないか、こういうことの検討に時間がかかっております。申しわけありません。

今後につきましてはですけれども、これまでも市としての地元からの各種要望には誠心誠意、できる限り数多く対応してきたと思っておりますので、里道橋の件につきましても市内全域へ、ある程度平等に対応できるための方策を考えていきたいと思っております。

また、再度佐賀県のほうに対しても、当然、鹿島市も応分の負担は考えていく中として、国庫補助に頼らない佐賀県の単独事業でいいので、里道橋の老朽化改善への補助事業の早急な創設とか、あるいは制度設計、これはもう佐賀県内全県的に確認をとりましたけれども、鹿島と同じ状況です。相談をお願いしていきたいというふうに現時点では考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

9 号角田一美議員。

○9 番（角田一美君）

現在の検討状況についてはわかりました。地元の方も——平成24年5月に第1回をして、その時点からの出発もあって、さらにもう4年経過しているわけですね。そして、非常に重大な事故、今にも起きるかもわからないような状況ですので、このまましておきますと重大な事故につながりますので、早急な対応の仕方、いろんな里道、言われたようにたくさんあると思います。ただし、こういった大きな2級河川、しかも、2級河川の管理道路として必要な公共的な施設、それから、県道に里道が接続して、こういった地域全部の多くの方がかわっているような形で、地元では対応できない。鹿島市ですえ対応できないなら、なおさら地元の方でできないと思いますので、そこら辺を真剣に、早急に要望に応えられるように検討、また、市だけでできなければ、県あたりにそういった県単独の救済策を強く要望、お願いして、次の質問に参ります。

次は、市道の離合場所の新設の方針についてのお尋ねです。

市内全域からの要望の中にも、離合場所の常設とか、いわゆる離合場所にかわる側溝の整備、こういったものについて要望が多うございました。そういったものがまだ未処理として残っておるもので、その例として、

〔映像モニターにより質問〕

能古見の、場所としては、ふれあい楽習館の下の集落、いわゆる角間集落から上のほうには障害者施設の療育園がある。その中間のところ幅員が3メートル、山間の中腹を行って行きますので、市道が曲がりくねって、非常に見通しが悪い中で離合ができない。すぐ行ってもカーブがあって、離合する場所がありません。3メートルですので、もう中型の4トントラックぐらいでも全部道は塞がって、離合する場所がありません。途中で会ったら、バックする以外にはありません。普通車同士の離合場所が途中1カ所か2カ所ぐらいしかなくて、できないというような状況です。そういった急激なカーブもあります。ここも離合ができない。

過去、こういったカーブで離合、出会い頭に衝突事故まで起きていないにしても、両側の側溝に落ちて大破したり、新車を落とされ全損に近いという方もいらっしゃいます。非常に道が——もう1トン車でぎりぎりなんですね。上のほうの施設に近くなると広うございます。ここら辺は十分離合は——しかも、側道の側溝の上にはふたがありますから問題ないんですけど、そういった下の集落、国道444号からこの頂上に至るまでの中間の山腹、非常にカーブの箇所がこういった形で、特に夜間ですね、朝早くやるとか、施設の職員さんは夜間の通勤が多うございます。今まで非常に交通量は少ない——ただ単なる交通量が少ないという形で優先順位もなくて、延び延びになっていると思うんですけども、離合場所の拡幅というのは、やっぱり鹿島市の道路整備のおくれによって、いわゆる集落周辺の、あるいはそういった公共施設間の道路整備のおくれで、こういった交通安全の問題で要望が多く来て、しかも、それが非常に要望に応えるまでできていない。特に高津原の小さな路地では、そう

いった拡幅もできない。しからば、側溝を整備してほしい。過去にこういった議会の一般質問を通して何か所かお願いしたんですけども、こういったもろもろについてもまだ実現がされておりません。

道路の整備についての整備方針の要望があってもなかなかできていない、こういったものの処理方針について、どういうふうにご考えておられるのかですね。現時点での——本当は住みやすいまちづくりにするためには、計画的にこういったできないものについても何らかの形で側溝の整備、あるいは全体的にできなくても、そういった離合場所の計画的な常設等について取り組んでいただきたいと思いますと思うんですけども、この道路の整備方針についてお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

まず、ただいまありました離合箇所について、もう1つ、市内の市道の要望の方針関係の大きく2点ということで捉えてよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、1点目の市道、これは殿分～諸干線と言いますけれども、この場所は、この写真でありますとおおり、ふれあい楽習館の下手約200メートルぐらいから療育園に上る道でございます。この離合箇所の設置要望についてということでお答えしたいと思いますのですが、ここは経過として離合箇所がありました。それは数年前に療育園が増改築されたときに、この工事を請け負われた業者の方が運搬車両の離合箇所として仮設されていたというふうに聞き及んでいます。現在は工事も終わって離合箇所が必要ないということで撤去されている状況です。

この場所の道路の状況というのは、写真でありましたとおおり、狭い場所と一部広がっている場所、そして、離合が十分可能な場所、これらが複合している区間でございます。現場の状況は、しばらく経過を見させていただくということで、当時の要望時点では判断がなされていたということでございます。

今後につきましては、この離合箇所の設置については、要望区間内のどの場所にどれくらいの広さが必要なのか、そして、どういう工事方法がよいのかなど、区長さんを通じて、通常の要望と同様にいただいて、現場の立ち会いとか、あるいは問題点の抽出などを行いまして、ここの離合箇所については検討をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

市内の、特に都市建設課のほうに上がってくる要望関係の処理とか、そういう基準、方針の内容ですけれども、各地区から、6地区から——6地区といいますか、もう各部落から要望が各種上がってまいります。この要望書の内容に緊急性とか経済性等を考慮いたしまして、1回目の答弁で申しましたけれども、一定基準の点数化を行いまして優先順位をつけさせて

いただいて、当然、予算も絡んできますので、年次計画を行って、順番に現状のところ、できる限り対処している状況でございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

9 番号角田一美議員。

○9 番（角田一美君）

わかりました。検討していただくということで。新たな民地を買収してまでの改良って、なかなか今後は難しいと思います、金額的にもですね。ただ、側溝にふたをかぶせることによってとか、あるいはのり面まで下も上のほうも泥敷きなんですね。だから、側溝の外側にあるのり面の有効な、側道ののり面をちょっと舗装するなりして、そう予算的にもかからないと思いますので、全てではなくても、順次できる限りのことをひとつよろしくお願ひしたい。

というのは、こういった公共施設の通勤の方ばかりじゃなくて、非常に農村というのは高齢者の方が多くなって、シルバーマークのついた車がもうほとんどです。我々は何てことなく離合できますけれども、高齢者の方がそういった農道、市道等を走っておられて、離合は若い人に比べてできない。だから、しょっちゅう立ち往生をされると。事故が起きないうちに処理をお願いしたいと思います。

それから、そういった形で里道、農道、市道の整備もですけれども、もう1つ、おぐれてる状況の中に、県道関係の事例として、これも地元の方がなかなか対応できないということですね。

〔映像モニターにより質問〕

これは県道皿屋～三河内線の大野集落の下の集落、早ノ瀬集落に早ノ瀬区の公民館があるんですけど、その下のほうに、いわゆる民地、民有林から平成24年8月の大雨で大量の土砂崩れがして、県道の外に、ここの地区共同所有の農機具倉庫がありました。そこに土砂が来て、農機具倉庫もですが、そこに入っていた農機具まで大破する災害事故があったんですけども、これが土砂は農機具とか、そういったやつはされて、今、バリケードをされて、平成24年から本格的な——もう4年以上経過してもそのままになっているわけですね。これについても我々も、地元区長とかと土木事務所に行って要求しているんですけども、なかなか4年たった今でも先が見えてこない。このおぐれている理由、そこら辺、やはり市民の皆様が困っている、こういった情報、県のあれだからといって知らないわけにいかない。そこら辺の情報を共有して、区民の皆さんの心情を察して、県あたりといろんな交渉をしてもらいたいんですけど、このおぐれている理由というのは何か把握されているんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

ただいま御質問のありました箇所につきましては、早ノ瀬区の公民館下手になりますけれども、県道への土砂崩れの対応ということ、そして、その遅延理由ということでお答えしたいと思えます。

現地は、この写真にございますとおり、県道289号の皿屋～三河内線沿いの早ノ瀬公民館のほうから約200メートル市内に向かった道沿いに位置しております。現状、三角コーンや大きな土のうによるバリケードと通行方向を示した矢印の指示とか、あと落石防止の看板で注意喚起はなされている状況です。

既に角田議員のほうも地元含めて杵藤土木のほうへ状況確認ということで御足労いただいたということですが、都市建設課のほうからも土木事務所さんへは内容確認は行っております。

この現場につきましては、県の道路防災事業といたしまして計画は年次計画で進められておりまして、事業期間につきましては予定として平成30年までを現時点で計画をされているということをお聞きしております。

なお、今年度につきましても、土砂崩れ影響範囲の工事を進めるための保安林解除や、土砂崩れや落石防止のための防護擁壁工事に向けての御準備は県のほうでなされるということで、これも年次計画の中で事業は着々と進められるということをお聞きしております。

そして、今後につきましては、鹿島市としましては、市内における防災、あるいは安全の面からも、県で予定されている完了目標の年次に向けての事業をぜひ進めていただけるように、これまでと同様に佐賀県さんのほうに継続してお願いをしていきたいということをお伝えしたいと思います。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

○9番（角田一美君）

平成24年の災害が今のところ平成30年、6年間もあって、非常にその間、区のそういった農機具倉庫とか使えないまま、私も土木部におった関係で陳情に行ったときには、もうすぐに、27年度にも予算は景気対策関連予算についておったんですね。やはりそこら辺の用地買収なり、あるいはこの保安林解除の手続、こういった行政側の事務手続においておくれるというふうな感じがしました。

そのために、やはり県に係る工事についても、市のほうでそういった地域の住民の皆さんからの要望については、常に進捗状況等を把握して、事業がスムーズに行くような形での情報共有、用地買収への協力、あるいは保安林解除について、何のための保安林なのかと。災害を防ぐために保安林をしているんですけれども、その災害防止工事のために保安林して解

除、事務的でできないと、こんなばかなことはないと思うんです。そこら辺の早目早目のそういった情報を市のほうで把握して、県と連携して、こういった要望の処理に当たっていただきたい。

いろんな要望処理のおくれている原因、理由はわかりました。それぞれ課題がありましたけれども、さらにそこら辺をいま一度検討して、しかも、その検討状況、処理状況を市民の皆さんに年次的に報告をして、市民の皆さんから不信感を抱かれないような形で、その要望処理の対応に当たっていただきたいとお願いして、次の質問に移らせていただきます。

新たな介護予防・日常生活支援総合事業に移らせていただきます。

平成29年4月の移行に向けて準備をやっている。ただ、その移行時期については、現行相当のサービスをそのままだから市民の皆様には影響がありませんよ、あるいは介護事業所に対しても、現行サービスを維持、そういった委託になっても市の委託事業で継続することができるし、あるいは基準緩和された内容で再委託もできますから、影響についてはそうないような感じでしたけれども、そうではないと思います。

いろんな事業をやっている事業者の方については、そう簡単にはいかないと思います。平成27年度の介護保険制度の改正のときに、いわゆる制度改正に応じて非常に介護報酬の引き下げというものが、改定率2.27%、約3%の介護報酬は引き下げた中で、新たな制度に対応していくための対応をされているんですが、人を一度採用したら、やっぱりやめるまで、途中で事業が変わったからといって首切るわけにいかないわけですから。そういった形で非常に、経過的には現時点相当のサービスを続けられると言われているんですけども、次のいわゆる要支援1、2の方の介護認定をした時点でどうなるのか。介護保険の認定が認定された時点で現在の利用者はどういうふうになるのか、そこら辺をちょっとお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

現在の要支援1、要支援2の方の認定につきましては、一定期間の有効期間というのをお持ちですので、各個人個人でその有効期限が切れる時期が変わってくるものです。

それ以降のサービスということでのお尋ねかと思っておりますけれども、先ほど申しましたように、平成29年4月からは現行要支援1の通所介護、訪問介護につきましては、現行相当のサービスの提供をまずやっていくという形で考えております。順次29年度以降、緩和されたサービスと提供体制が整った段階で、それに移行するという形になりますので、先ほど申しましたように、そういったところでの現行相当のサービスの基準、緩和されたサービスの基準、それ以外の基準というのを定めた上で、移行を順次やっていく形になろうかと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

○9番（角田一美君）

29年度、いわゆる認定がえするまでは今の現行相当サービスでいかれて影響ないだろうと思います。次の認定がえのときは、本当の移管ということで市町村事業に変わられて、その時点では基準は緩和されたサービスになりますから、当然、人員基準とかそういったサービスが引き下げられますから、介護報酬も下げられる。そこで非常に利用者にとってはサービス内容の低下、それから、事業者に対してはそういった経営が、さらにそこら付近で難しくなると思うんですけども、現行よりもサービス内容とか、人員配置基準が緩和したサービスを想定されておりますが、これから1年かけて、いろんな地域の支援体制づくりで、いろんなサービスを検討されていかれると思うんですが、基準が緩和されたサービスに見合うサービス単価、いわゆる報酬というのは、どのようにして誰が決定されるのか。国からそういったガイドライン的なものを示されているのか——恐らくされていないだろうと思います。地域地域の実態に合わせたサービスを地域でつくってくださいよと。だから、その地域で見つけた介護報酬の単価というのは、恐らく杵藤地区介護保険事務所ないし鹿島市がつくらなくちゃならないと思うんですが、人員緩和されたサービス単価というのはどのようにして誰が決定されるのか、ちょっとそこをお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

基準単価でございますけれども、先ほど申しましたように、現行相当のサービスを提供する場合は現在の基準額、現行の基準額が上限とされています。緩和されたサービスについては、現行の基準を下回る額とされておりますので、単価は下回ることになろうかと考えております。

なお、その基準はどこで決まるのかということでございますけれども、この基準については、緩和されたサービス等の案は国のほうでガイドラインということで示されておりますが、基準単価については示されておられません。鹿島市単独で決定すれば、今、介護保険事業は杵藤地区の広域圏で運営をしておりますので、広域圏内で、例えば、鹿島市とそれ以外の市町が違う基準であったり、違う単価であれば、不均衡が生じることとなりますので、基準については杵藤広域圏内で統一をされることになろうかと思っております。

国が示したガイドラインが、先ほど申しましたように緩和した基準の案も示されておりますので、それらを参考にしながら、現在その作業を進めているところでありまして、29年度

以降に決定をされることとなります。

○議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

○9番（角田一美君）

緩和されたサービスでそういった基準、いわゆる国のほうでは上限を示される。そしてまた、それを限度に地域で決定——やはり既存の介護事業者にとっては非常に厳しい状況になると思います。

そういった形で地域で決定される際には、事業者等の意見をお聞きになって、慎重に取り組んでいただきたいんですけども、次に、居場所づくり、いわゆるそういった地域での支援体制づくりのためにいろんな方法が考えられると思うんですけども、先行してやっている。もう28年度からやっている市町村あたりを見てみますと、居場所づくりのために初期投資に対して、民家あたりを利用すると。民家の改修とか、そこで使う設備の備品の購入とか運営費、維持費の補助、そういったものを市単独事業でやっておられたり、あるいは介護保険事業所の介護保険給付交付金の中でうまく利用してやっている、いろいろあるようですけども、そういったメニューを早く示していかないと、今から取り組もうとしておられる方もどう取り組んでいいのかわからないと思います。

そういった面で、居場所づくりのための補助事業等ができないのかどうか、こういったものについて、早くやれば、介護保険の交付金の中で地域支援事業の中で取り組めると思うんですけど、そこら辺どうなんですか、ちょっとお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

現在、鹿島市には、市の単独事業であったり、介護保険の財源を使った補助事業というのはございません。ただ、居場所づくりのための初期投資等の補助制度については、65歳以上全体に対する事業として一般介護予防事業というものがございまして、その中の地域介護予防活動支援事業という事業がございしますが、その中で取り組みをされている市町村が全国的にはあるようでございます。

例えば、継続して事業をされる方が実施計画をつくっていただいて、こういった事業をやり、どういった方を対象にやりますというようなことの計画を出していただいて、継続して何か月以上、例えば、1年以上、2年以上という形でされる場合に、その運営経費等を補助しているというような事例もございますようですので、今後、補助の対象事業、対象経費、活動内容などに対しての補助ができるかどうか、また、要件などについて今後検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

○9番（角田一美君）

残された期間というのはもうないわけですから、一、二年。だから、いつまでも補助をするじゃなくて、そういった支援体制づくりに対しての初期投資について、早く取り組んで、ぜひそういった体制づくりをしていただきたいと思います。そうしないと、市町村事業に移りますと言われる、地域支援事業に移りますと、地域支援事業で介護予防事業を見てみますと、現在、要支援1の方は週1回、要支援2の方は週2回利用されている。今の市町村の地域支援事業で介護予防教室あたりを基準緩和されてやっているのは、そういった基準で週1回の3カ月ぐらいで終わっているんですね。これをサービス低下しないような形ですというと、1年間、地域支援事業でやらなくちゃならない。そうすると、鹿島市の負担もふえるし、非常に利用者のサービス低下が想定されます。そういった形で居場所づくりについては、早期に単独補助事業とそういった交付金事業をうまく利用してやっていただきたいと思うんですけど。

それから、地域づくり支援体制の中で、先ほど杉原議員のほうから鹿島市独自の当地ソング等を取り入れた体操の考案について質問——現在、療法士に依頼して動画作成を検討して、近いうちにとということでされますけれども、これをいかに普及させるかという形で、やはりそのためには指導者が必要なんです。若い方を対象としたロコモ運動教室あたりは、結構参加者も多くおられると聞いています。ただし、健康な方のロコモ教室は市のほうで予算化して、講師手当等、市で予算化していただいておりますけれども、無料で参加されているので、反対に市が65歳以上の、いわゆる本当に介護が必要な介護予防教室、そういったやつもそういったロコモ教室を卒業した方を対象に芽生えておりますけれども、やはり高齢者に見合った運動を指導するために、事故が起きないように。現に事故が起きたりしていますので、そういった事故が起きないように指導者の育成が必要と思うんですが、今のところ指導者というのはほとんど見当たらない。数名いらっしゃるとは聞いていますけれども、それを鹿島市全体に普及するためには相当時間がかかる。

そういった形で指導者の育成、指導についてぜひ考えていただきたいんですけども、指導者育成についてどのように考えておられるのか。そして、検討中であるならば、そこら辺のカリキュラム、そういったものをお持ちであるのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

介護予防事業は、これまでも65歳以上の方が誰でも参加できる1次予防事業、チェックリスト等により不安のある方を対象にした2次予防事業ということで実施をしてきました。新しい介護予防事業では、元気高齢者と2次予防対象者を分けることなく、住民運営の通いの場を充実させることとされているところもございます。

鹿島市では、先ほど御紹介がありましたように、今年度もロコモ予防の運動教室や音楽サロンなども実施をしております。これまで専門のインストラクターをお願いして実施をしておりますが、まずは今年度、ロコモ予防教室の指導者養成のためのコースを設ける予定をしております。このコースの参加者の方には指導者となっていただき、各地区でのロコモ予防のミニ版といえますか、そういったものを開催できればということで考えております。

カリキュラムは今のところ計画中ではございますが、今、準備運動から終わりまで2時間程度のコースになっておりますので、そういった2時間弱の運動教室のコースができるように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

○9番（角田一美君）

そういった形でその指導者養成を早急にさせていただいて、卒業の方がボランティアでそういった高齢者の介護予防教室に生きがいとして行かれるような形で健康な方の活用、そのためにも指導者の育成と講師の手配を行政のほうでしていただきたいと思います。

最後に、体操教室を見てもみると、女性中心で、ほとんど男性が参加されておられません。そういった男性の参加されやすいような配慮をお願いしたいと思うんですけども、みやき町あたりでは男性も非常に参加者が多いようです。そういった点について、最後、時間がないので、御回答をお願いします。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。簡潔にお願いします。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

鹿島市で実施をしておりますロコモ予防教室や2次予防教室、確かに男性の参加は少のうございます。しかしながら、自主的に地域で行われているグラウンドゴルフとか、囲碁についてはかなりの男性の方が参加をされておまして、嗜好の違いとか、年齢の違いがあるのではないかというふうに考えております。

ただ、今、御紹介いただきましたみやき町の男性限定の運動教室、好評ということでお聞きをしておりますので、今後の参考とさせていただきたいと思います。

以上です。（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾勝利君）

以上で9番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後2時から再開します。

午後1時49分 休憩

午後2時 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

皆さんこんにちは。10番議員、伊東茂です。通告に基づき一般質問をいたします。

あしたからの週末は敬老会の日等が各地区で続いていきます。鹿島市の100歳以上の方が、この前、新聞に28人と出ておりました。これからも長生きをしていただき、そしてまた、元気で長生きをしていただくよう、私も各議員も敬老会の日には各地区を回ると思います。よろしく願いいたします。

それでは、一般質問をいたします。

ことしの夏を振り返ると、今9月議会冒頭、市長演告で述べられていたように、梅雨時期は集中豪雨による土砂災害、梅雨明け7月後半からは猛暑と熱帯夜の連日が8月下旬まで続きました。今月、9月に入り、台風接近や秋雨前線の影響から雨量も回復はしてきましたと思いますが、夏場、猛暑の農作物への影響は回復をしたのか。

1項目めの質問は、本市の7、8月の猛暑の影響について、農作物の生産状況、そして現在ミカンの成熟状況と今後の注意点について、担当課が把握している状況等を御答弁ください。

次に、2項目めの人口減少を食いとめる継続的な政策と新規施策、少子化対策と教育環境の充実についてです。

国立社会保障・人口問題研究所が発表した人口減少のシミュレーションは、国内全ての自治体にショックを与えました。本市も昨年、鹿島市人口ビジョンを策定し、人口減少を最小限に抑えるために、効果的な施策、企画立案に取り組んでいます。人口減少の要因となる自然動態による減少と社会動態減少の緩和に努めるために、鹿島市が県内自治体の中で先行となる施策を打っていく必要を感じています。

まず、少子化対策についてですが、本年度、鹿島市内小学校1年生の全10クラス児童総数は242人で、1年生から6年生までの中で最も少ない児童数の学年です。小学1年生が平成21年生まれとなります。毎年、若干の増減はあるものの、6年生から1年生までなだらかな出生者数の減少です。ただ、平成23年から27年の出生数は平成23年が268人、平成24年も同じく

268人、平成25年が281人、平成26年が236人と減少するものの、平成27年が再び282人となっています。本市少子化対策の効果があらわれてきたのか、もしくは一過性の増加現象か、専門家の調査が必要かもわかりません。私は合計特殊出生率1.8以上と年間出生数300人を目標に掲げる鹿島市の施策に取り組んでほしいと思います。

就学前の子供を持つ親が今一番望んでいることは、保育料の削減、できれば無償化を望んでいます。過去の一般質問でも私は訴えていますが、出産後、ゼロ歳児から保育所へ預け、仕事に復帰しなければ生活が成り立たない家庭が鹿島市は大半を占めています。最初に、この現状を本市福祉課はどのように受けとめているのか、また、早急に市民目線の要望第1位の保育料負担軽減施策に取り組んでいくのかを御答弁ください。

次に、これに関連し、教育環境の充実についてですが、ことしの夏、猛暑が続いたように、近年、夏場の気温は上昇し、梅雨明けと同時に気温は30度を上回り、35度近くまで上昇をしています。この気温は9月に入っても昼間の体感温度は30度近くを維持しています。保育所では園児の体調管理のために、その日の気温に合わせ、暑い日は午前中からエアコンを入れるとお聞きしました。県立高校もエアコンは整備されています。しかし、鹿島市内小・中学校は一部を除き、整備が行われていません。第六次総合計画、学校教育の今後の施策には、平成32年度までに全小・中学校に空調設備の導入を目標に掲げていますが、私は早急にこれを見直し、計画の早期実現を求めます。教育長の見解を求めます。

次に、3項目めの消費税増税延期による地方自治体への影響についてです。

ことし6月、現行の消費税8%を来年4月予定していた10%への引き上げを平成31年10月まで再延期することが発表をされました。都市部においては、東京五輪への効果を期待する声が上がリ、失業率が過去最低水準となり、雇用の拡大も見えています。しかし、地方は景気回復とは到底言えず、消費税増税が延期されたことは歓迎しますが、不安な要素を含んでいます。今回の増税延期により、社会保障の充実が計画どおり進めることができるのか、疑問視されています。円高による為替の動向も不安定の中、企業からの税収がふえるか不透明の中、高齢者福祉、子育て支援など配分予定の財源が見込めなくなる可能性があります。これから年末にかけ、新年度予算編成が始まりますが、消費税増税延期の影響は地方自治体にどのような影響を及ぼすのか、初めに、樋口市長の見解と歳出の予算配分に変化があらわれてくるのか、御答弁をお願いします。

以上、1回目の総括質疑といたします。答弁をいただいた後は、資料を請求した分、データ、本当にありがとうございました。それをもとに各担当課、担当部長に一問一答で行っていきます。よろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

ちょっと順番違いましたけど、私に御指名がありましたので、お答えをしたいと思います。

消費税の影響のお話だと思いますが、いきなり影響のことに行くのもいいんですけども、消費税そのものの状況を少しおさらいの意味で確認していただいたほうがいいと思いますから、我が国で消費税が制度化されたのは平成元年、1989年、3%でスタートした、これはもう御承知のとおりだと思います。その後、平成9年に5%になった。その後は平成26年に8%になりました。そのときに、事前にいずれ10%になるよということとは決まっておって、その日にちも決まっておったわけなんです。ところが、一度延期をされました。その前後の経緯は、この際、省略をいたしておきましょう。それで、本年6月になって、もう一度引き上げを延期するということになりまして、これは2年半、この後どうなるかというのは正直言うと、なかなかわからないということなんです。したがって、現時点では本当はまだ法律が月末に提案をされるはずですから、関連法が。通るかどうとかいろいろ不安定要素がなきにしもあらずですけども、完全に安倍首相が6月におっしゃったように、これが2019年10月まで2年半延期されるよということになったという前提でお話をしておきたいと思います。

そこで、一体消費税というのは鹿島市にどのくらい現時点で影響しているかということを見たほうがいいと思いますが、幾ら調べても、どういう方法でやっても実はわからないんですよ、正直なところ。それで、ただわからないというんじゃ恐らく議論にならないと思いますので、勝手にいろんな数字をひねくり回してと言ったらいかんですが、めちゃくちゃやっているんじゃないですよ、ちゃんといろいろ考えながら、思い切って試算をしてみました。これは税務署に本当は相談をしないといけないんですが、税務署に迷惑をかけるわけじゃないので、とりあえず、かなりラフな数字を前提にしておいたほうがいいかと思います。

鹿島市内から、物すごく割り切って言えば、大体30億円から40億円ぐらいの消費税が今納められているのではないかと思われるんですよ。その根拠とか、あるいはどうなっているかというのは、本当にわからないと思っと思ってください。ただ、議論にならないから、とりあえずお話をただけでございませう。

この消費税の目的は、高齢化社会の進行というのが片方ありまして、福祉関係、特に民生費、増加せざるを得ないだろうと。この10年間で民生費の鹿島市の伸びは予算の中で20億円ぐらい伸びているんです。その財源として、全国も同じ状況ですから、引き上げが図られたと。引き上げ分が大体5兆6,000億円前後じゃないかと試算をされていますけれども、軽減措置が講じられたら当然目減りがあります。それを引いたら4兆円程度だろうと。それを社会保障の充実、もうちょっと具体的に言えば、社会保障4経費、年金、それから医療、介護、子育てに使うということが当初予定をされておりました。そういうことを説明されておったんですね。しかしながら、さっき言いましたように、2年半再延期ということで、当然のこととして、その間のその見合いの税収は政府に入らないということになります。そうすると、

そこから我々も配分を受けていますから、それは当然穴があくと。そうしますと、さっき御質問でございました影響はどうだという話になると、天井を見て考えますと、選択肢は3つしかないかなと。1つは、鹿島市じゃないですよ、政府の選択肢です。想像ですけども、もう当て込んでいた事業とか対策はやめてちょうだいと、諦めてちょうだいねという話は来るかもしれない。当然ですよ。最初にそれを思い浮かべられると思います。

2番目に、そうはいつでも国民に言ってある話やから、何がしかの財源は調達しないといけないうらうということ、国債を発行して賄うかと、こうなると思います。財源を多少振りかえると。ただ、多額の金を発行できるかどうか、これは経済的に大変疑問がなしとはいいたしません。もっとも私は学者じゃありませんから、疑問があると言ってみてもしょうがないんですけどね。

3番目に、今、恐らく政府が期待しておられるのは、アベノミクス、あるいは経済政策をもういっちょ強力で押し進めれば、所得税とか法人税が上がるんじゃないか、そうすると、その増収分を可能な限り仕向けると、恐らくシナリオとしてはその3つしかないと思います。

どれが正しいか、今、誰もわからないですよ、正直言うとね。ただ、いずれも政治的にはもちろん、経済的、社会的には非常に難しい選択ですよ、どうするかというのは。ただ、選択される政府、あるいは安倍首相はこの9月20日過ぎには提案をされるはずですから、それを前提にした上で、あるいは組み合わせかもしれませんよ。今言ったのは選択肢ですから、どうされるかはおおむねわかると思います。ただ、こういう場所でございますから、軽々しくこれでいくはずだとかいうのはできないということはおわかりいただきたいと思いますが、ただ、我々が一番関心を持たないといけないうのは、おっしゃったように、自治体としてどうだと、結果的にさっきの方法のうちの1つ、あるいは組み合わせで、最後は自治体で頑張ってくれというふうなげたを預ける、もっと意地悪に言うと、ツケを回すみたいな話だけはとにかくやめてもらいたいと、そういうふうにご考えておるところでございます。

あと、基本的にはそういうことなんです、市にひょっとして影響があるかもしれないということで、制度的に明らかにわかることを少し紹介しておきましょう。

この消費税の扱いと関連をしておりますものが、1つが住宅ローン、当然かかわってまいりまして、その期限をどうするか、あるいは扱いをどうするかということが出てまいりますし、提案をされるはず。その次に自動車取得税が廃止をされることになってはいますけれども、一体これ延期と一緒にもう一回見直しをするのかどうか、これも月末にわかると思います。それからもう1つ、いろんな税金の配分を自治体にするというときの基本的な方針、配分の仕方がもうちょっと詳細にわかるんじゃないかと思ひます。したがって、我々はその基数がどうだということは、しっかりと考えておかないといけないうし、見ておかないといけないうと思ひます。くどういようですが、一番我々にとって悪いシナリオは、金の目当てがつかんから、やることはやらんばいかんけんです、市町村で頑張ってくれと、これが最悪のシ

ナリオということでございます。そこのところを我々は関心を持って見きわめとかなないといけないと思っておるところでございます。

いずれにしても、社会保障制度は基本的に国の主導で実施をされるということが我々は基本だと思いますので、何度も議会でお話をしていますけれども、私たちのまちは既に社会保障費、民生費は予算の4割という佐賀県で最も高率の配分をしておりますので、単独で、さっきみたいなシナリオが来ましたら、とてもじゃないけど、おつき合えないということになるわけですし、ぜひそういう制約の中で対応しないといけないという難しさは今から直面する可能性があるということを御理解いただきたいと思います。

特に、ことしになりましてから医療費が急騰しております、私たちのまちは。これは内容は別のテーマですから御紹介しませんが、大変多額ということですから、その処理を含めて、大変圧迫を受けるという状況でございますから、なおさら、既に走り出しているいろんな対策、先ほども議論がございましたけれども、29年4月1日からやるというようなことはきちりやることを前提に体制を組んでいますから、そういうことを含めて予算の手当てを十分にお願いしたいと思います。

なお、重ねて申し上げますが、安倍総理がおっしゃっているのがちょっと気になるんですよ。言っていたこと全部はできないみたいなことはおっしゃっているんですよ。そのところがちょっと気になりますね。でも、ここで議論しても、気にしないでねと言うほどのことはございませんし、大丈夫ですよ、我々は頑張りますとも言えないというような状況で、具体的に影響ということとはちょっと、性質的には申し上げましたけど、計数的には難しいという状況にあるということをお理解いただきたいと思います。

あと、結果によっては、私たちのまちの予算編成、さっきおっしゃったように、大変な影響をしております。そこで、この10年ぐらいの鹿島市の予算編成の状況だけ、非常に簡単に御紹介しておきますと、予算規模全体、余り変わっていません、劇的には。一番変わっているのは何だろうか、民生費が40%ぐらいになっているんですよ。今から10年前は大体3割になっていなかったんですよ。いいとか悪いの話じゃないんですよ。事実としてそうなっていると。一番落ち込んでいるのは実は農林水産費です。ピークのときの半額ぐらいになっていますね。土木費がずっと落ち込んできましたが、この四、五年やっと、少し周辺の市町に比べて立ちおくられていると、もう公共施設は老朽化してどうしようもないというようなことを踏まえて、可能な範囲でと、現在やっと10年ぐらい前の水準にもうちょっとで達しようかという状況でございます。

考えないといけないのは、これから私たちは3つ抱えておると思います。1つは、これまでみたいに緊縮財政一本やりではいずれ行き詰まってしまうよということですよ。短期的な財政基盤強化、緊縮、新規投資はしない、経常経費は削る、それをやっています。これは10年も20年もやったら、もう形をなさなくなるし、バックのギアも入らないと。

2つ目、公共工事について長期的な計画をもう一回見直さないといけないんじゃないかならうかと。今からどんどん老朽化していきます。もう50年たった、60年たった、ちょうどさっきお話がありました道路、これはかなりのものが、7・8災害の後に手当てをしたものを含めていえば、手入れをしないとイケないのが、いろんな個別的な事情がありますけれども、手入れがおくれております。これはさっき言いましたように、そっちのほうの投資がかなりおくれていたということですよ。

3つ目、自主財源を導入すると、これに一生懸命にならないといけないということだと思います。それにはいろんな方法がありますけれども、1つは、成長戦略をもう一回練り直さんといかんと。ずっと言っていたあのブランドで頑張れとか、外からいろんな方に来てもらうということを含めてなんですけれども、それを頑張らないといけないんじゃないかと思っております。

何度もお話をしていますけど、私たちは4つの壁があるよと言っていましたけれども、どうやらそれを乗り越えられようかなとし始めたのがありますから、そういうことを含めて国は国、でも、その制約の中でどうやって我々は頑張っていくかということをおある意味一緒に議論をしていかないとイケないと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

橋口産業部農政企画監。

○産業部農政企画監（橋口 浩君）

私のほうからは、ことしの夏の猛暑、また少雨による今の農作物の生育状況ということでお答えをしたいと思います。

先ほども伊東議員のほうからありましたように、9月に入りまして、非常に台風等の襲来で雨もかなり多く降ってきたかなというふうに思っておりますけれども、全国的に見ると、東北、北海道が非常に影響を受けたということで、今、収穫でありますタマネギなりバレイショ、そういったものについてかなりの影響が出ていると。全国的に見ると影響が出ているということも聞いておりますし、キャベツ類、またそういった葉物野菜の高冷地の生育不良ということで、非常に野菜等が高騰しているというふうな状況ではないかなというふうに思っております。

そういった中で、ことし7月下旬から特に雨が降っていないというふうな状況になっております。平年値でいきますと、7月下旬は68.2ミリの雨がありますけれども、本年8ミリしか降っていないと。8月上旬になりますと、50.8ミリが、ことしは雨が降っていないと。8月中旬になりますと、58.2ミリが本年4ミリ、8月下旬は68.5ミリの雨が29ミリということで、白石アメダスの結果ですけれども、こういった非常に雨が少ないというふうな状況になっております。

そういった中で、今現在、現地を見てみますと、先ほどありましたけれども、ミカンにつきましては、ことし若干玉肥大が悪いのかというふうな話を聞きますし、反対に甘いというふうなことも聞きます。中には、8月、圃場で葉が巻いたところはスプリンクラーで水をかけたとか、いろんな努力をなされて今日に至っているんじゃないかなというふうに思っておりますし、一部日焼けの発生が見られたというふうなことも聞いておりますけれども、9月のこの雨でどこまで回復をしているのかとと思っているところであります。

あと、間もなく稲刈りになります水稻ですけれども、米につきましては、中山間地、一部ポンプアップをして圃場に水を入れたというふうなところも聞いております。また、今の生育状況を見ますと、例年からすると、若干下葉の枯れが早いのかなというふうなことで、今から先、実が充実をしてきます。影響がなければいいかと、また今週末の台風の影響がどう出るのかということも農家の方は気にされているところじゃないかなというふうに思っているところでございます。

また、さがびよりににつきましては、ことし、今のところは順調な生育ですけれども、気温が下がってきておりますので、今後、ウンカの被害がどうかということで、そこも懸念をされておりますし、農協のほうとしても防除の徹底ということで指導等もされておるというふうなことを聞いております。

あと、野菜につきましては、その夏の期間、収穫をされていたものがアスパラガス、ゴーヤ、夏秋ナスというふうな3つの野菜がございまして、アスパラガスにつきましては、選果場等を見てみますと、収量的には8月いっぱい何とか前年並みであったというふうなことだったんですが、その分、品質がちょっと悪かったということで、曲がり果なり、あと穂先の開きということで、先端詰まっているのが早く開くということで、若干品質の低下が例年からするとどうだったかなというふうなお話も聞いております。

また、ゴーヤにつきましては、高温で受精低下が早かったということで、思ったような収量の伸びがなかったかなと。それと、あと出荷をして市場からの返品があったということで、すね。というのは、非常に高温ですので、ゴーヤの中の種が——種も息をしております。それが着いた途端、発酵して割れて返品があったというふうなことで、非常にことし苦慮されたかなというふうなことを感じておるところでございまして。

秋夏ナスにつきましては、非常にことしは収量的にはよかったというふうなことで、ただ、ちょっと水が少なかったところについては生理障害の発生があったということですが、全体的にいくと、秋夏ナスについては収量的には十分ことしは上がったというふうなお話も聞いております。

あと、畜産関係でいろいろと聞いておったんですが、肉用牛等については、そう影響はないだろうということです。ただ、乳牛につきましては、この猛暑によって若干の乳量の減はあったんじゃないかなというふうなことで聞いておるところでございましてけれども、今のと

ころ大きな被害は出ていないというふうなことでございます。ただ、今後、この気象がどういうふうに動くのかということ非常に苦慮されているところもあります。

水田につきましても、今から稲刈りが始まってまいります。ミカンについても今から収穫ということで、いよいよ実りの秋を迎える時期になってきております。やはり元気を出していくためにも、ことしは収穫のアップというふうなことで、農協の技術員初め、皆さん一緒になって頑張っていってまいりますので、我々としてもそこはしっかりと応援をしていきたいというふうなことは思っておるところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

○福祉課長（橋村直子君）

私からは少子化対策及び保育料についてお答えします。

まず、今年度から国の少子化対策及び子育て支援策として、多子世帯の保育料軽減策が導入されました。昨年度までの保育料は保育所入所児童の第2子を半額、第3子以降を無料とじていましたが、今年度から年収3,600千円未満相当の世帯、4階層の市町村民税所得割額57,700円未満世帯は、保護者と生計が同一の子供であれば、年齢にかかわらず最年長の子供から1人目と数え、第2子の保育料を半額、第3子以降は無料となりました。また、市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯のひとり親世帯や障害者世帯に対する保育料軽減措置も盛り込まれており、第1子を半額、第2子以降は無料となりました。この保育料軽減策は多子世帯やひとり親世帯にとって有意義な政策であったと思っております。

民生費の状況についてお答えしますが、民生費は平成25年度に50億円を超過、26年度に51億円、昨年、27年度は52億円と毎年度増加しており、一般会計約130億円から140億円台のおよそ35%から39%と、市行政の中の一番大きな事業費でございます。また、県内10市の民生費の順位は、ここ10年間は常に上位1位から3位で、27年度は2位でございます。

児童福祉費については、平成7年度に10億円であったものが24年度から22億円を推移しております。特に保育所運営費は平成24年度から10億円を超え、昨年、27年度は1,270,000千円、今年度は13億円と予想され、市の事業で最大の事業でございます。27年度の実績は総額1,270,000千円であり、入所児童約1,200人で割り戻しますと、1人の児童の平均年間予算は約1,000千円、ゼロ歳児の平均年間予算は約2,200千円でございます。

今後、充実しなければならない児童福祉事業がほかにはございます。まず、放課後児童クラブの利用児童の増加及び施設の老朽化による施設整備でございます。伊東議員も御存じのように、昨年度から利用児童がふえたために、小学校の施設等が不足することによって、古枝小学校や北鹿島小学校、浜小学校、明倫小学校など、早急に整備の必要があるのに加え、ことしになって鹿島小学校も整備の必要が出てまいりました。

また、来年度導入の子どもの医療費助成の現物給付化がございます。就学前は県の補助金2分の1によって、27年度の実績が約52,000千円でしたが、小・中学生の医療費助成は市単独事業でございまして、今、27年度が約30,000千円ということです。これが現物給付化になることによって、保護者が一時的に立てかえ払いしていたことや、福祉課で償還手続が必要であったものが負担軽減されることとなります。

ほかに代替として削減できるものがあればよろしいですが、このような民生費の状況で、各種子育て支援制度どおりに実施するのは当然でございまして、制度以上の保育料の無償化をするためには、一方で削減、もしくは縮減できるものを考えなければなりません。今の鹿島市の子育て支援策で削減、縮減可能なものがございません。そして、所得に応じた相応の保育料を設定していることで、世帯の状況に対応する軽減は施されていると考えております。

また、お金でははかれない各種子育て支援策で鹿島市民の子育てを支え、子育てしやすい鹿島市を目指し、少子化対策につなげていきたいと思っております。その1つが、2年前に「かたらい」の4階にオープンしました子育て支援センターの充実でございます。2年前から常設の子育てひろばを開設し、相談窓口を充実、また、利用者支援事業などで子育ての悩みなどの解決、それから、ことしから取り組んでおりますファミリー・サポート・センター事業の取り組み、また、西部中学校、ことしは東部中学校にも赤ちゃん登校日ということで、赤ちゃんの親子が西部中、東部中の3年生と触れ合うことで、将来の子育てであったり、結婚観などを芽生えさせて、少子化対策につなげればと思っております。また、訪問保育なども行っておりますし、多世代交流にも力を入れております。そして、放課後児童クラブの充実が、先ほど申しましたように、施設整備だけではなく、働く保護者や女性の社会進出をサポートするというので、放課後児童クラブの充実も今後の課題でございます。

それと最後に、まだ市内に実現しておりません病後児保育事業の新設ということも目指しておりますので、子育て支援について、そういうことで鹿島市として取り組んでいきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

私のほうからは、空調について御質問がありましたので、お答えをしたいと思います。

県立高校のエアコンについて、実はけさの新聞にもはっきり書いてございましたけれども、県立高校におきましては、ほとんどが公費は使われていないということでございます。公費で設置されているのは保健室、図書室、コンピューター教室、職員室、休憩室、それから、障害などにより生徒がたくさん在籍している特別支援学校、太良高校の普通教室ということで、そのほかの県立学校の普通教室には公費では整備がされていないということでござい

した。つまり、保護者会とか振興会などで設置されているんじゃないかなと思いますけれども、その辺の実際はよくわかりません。かといって、小・中学校が公費で設置しないというわけではございません。義務教育でございますから、設置する場合はやはり公費で設置しなくてはいけないというふうに考えております。

確かに議員おっしゃいますように、年々暑くなっているなどというのは私も実感として感じておりますし、報道のほうでももう6月ごろからあちらこちらで非常に暑いという状況が伝えられておまして、この夏、7月の終わりから8月にかけて確かに暑うございまして、子供たちは夏休みがあってよかったなというふうには思っております。ただ、こういった暑さが年々厳しくなっているということで、26年度だったと思っておりますけれども、各教室に扇風機を2台ずつ設置させていただきました。また、東部中学校に引き続いて、西部中学校のほうにも一般財源を注いでいただいてエアコンを設置させていただいております。今後、小学校に設置をしていかなくちやいけないわけなんですけれども、議員おっしゃいましたように、第六次の総合計画にも上げておりますけれども、平成32年度を目標に何とか頑張っていくというふうに思っております。そのことにつきましては、やはり財源の裏づけが必須条件でありますので、現段階で早期実現が可能かどうかについては非常に判断が難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございました。質問の順番から一問一答に入らせていただきます。

この夏の猛暑等で農作物がどうだったかということで、今、課長から御報告をいただきました。それと同時に、データ等もいただいておりますので、そのあたりで判断ができ、最悪の事態といいますか、そこまではまだ行っていないのかなと、よかったなと思っております。今回、これを鹿島市だけじゃなく、やはり同じような気候条件にある近郊の嬉野市、白石町、太良町の農政課を回り、どういうふうな状況か、お聞きをしてみました。嬉野市は特に被害報告は上がっていない。ただ、湯水によりため池からポンプでくみ上げ、水田に供給をしている。お茶のほうは有名ですけど、そちらのほうは若干被害が出ているのかなと。これが8月31日でしたから、もう少しすれば、9月に入れば生産組合を通じ協議をしていくと。白石町は水稻は良好と考えられている。雨不足はクリークからの水を利用した。ただ、大豆に関しては生育にばらつきがある。現段階では特に問題はないと思う。太良町は鹿島と同じように、ミカンの日焼けが見られ、玉が比較的に小さいと感じている。9月に入ってから報告会があるので、どういうふうな報告が上がってくるか、その後、検討するというふうな状況でした。

私がなぜこの質問をしたかといいますと、やっぱり農作物に関しては、この後の一般質問で多分出てくるんでしょうけど、春のタマネギのべと病被害、これは記録的な被害を受けております。そういうふうな中、やはり追い打ちをかけるような、今まで夏場の農作物の被害というものは、干ばつであったり、それとか台風での被害、こういうふうなものが過去の実例を図書館で調べてみても書いてあります。ただ、今回、本当に8月は暑かったんですけど、何とか乗り切られたかなと思っております。ただ、これからやはり地元が期待をするミカン、それとお米の収穫等も始まっていきますので、鹿島市の基幹産業の一つである農業の振興のために、担当課を含め、しっかりと農協さんとも協議をしながら、注視をしていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、人口減少を食いとめる継続的な政策と新規施策ということで、まず保育料のほうから御答弁をいただきました。

先ほどの課長の御答弁、以前、私がしたときと余り変わりはないですね。それ以上のことをやっていないんですから、そこまでしか言えないでしょう。しかし、おっしゃるとおりに、以前から比べると制度は充実しています。それは私も理解します。しかし、今回9月に入り、保護者の方から相談を受けました。議員の皆様方にはお手元に資料をお渡ししていると思っております。

(資料を示す) こういうふうな「保育標準・短時間(2号、3号)認定 利用者負担(保育園、認定こども園)」、これが料金、こういうふうな8つの階層に分かれていて、そして、あなたの御家庭というか、子供さんはこの階層ですよというものもついております。

そして、(資料を示す) こういうふうな「保護者の皆様へ」ということで、「平成28年度保育料の算定方法について」というものも入っています。

ここで私が注目をしますのが、議員の皆さんと執行部の皆さんには資料が行っていると思っております。第4階層、ここです。この第4階層というものは、鹿島市内保育園等に出されている親御さんの収入が大体3,500千円前後と考えられます。一番多い層です。それで、この中で4-1-Bと4-2-Bというところがあります。そこを見てください。4-1-Bは、市町村民税所得割額48,600円以上57,700円未満と書いてありますね。これは税金が年間幾らか、そういうことです。この方は、その横に今度は軽減が「有り」というふうに書いてあります。そして、その後に3歳未満児からずっと金額が22千円とか19,500円とか書いてあります。じゃ、今度は4-2-B、これは納税額が57,700円以上72,800円未満というところに来ると、軽減は「無」となっています。じゃ、これはどういうふうに見ていくのかというお問い合わせがまずありました。ここで先ほど課長が答弁したところが入ってくるわけですね。4-1-Bの方は、これだけの税金を納められている方は軽減ありというのは、子供の年齢制限は関係なく、一番上が中学校だろうが、高校だろうが、2番目の子が保育園に行っていますよと、そしたら、これは第2子と見ますから、2列目の金額、その子が4歳以

上児だったら9,700円になってきます。そして、3人目の子供はもちろん3歳児だろうが4歳児だろうがゼロです。じゃ、その次の4-2-B、ここは保育料の軽減はありません。ということなのかというと、ここは保育園に3人とも行っとかないと、軽減がありませんよということになるわけです。ですから、一番上の年長の子供は19,500円を払わないといけない。その家庭では年長さんが2番目の子供なんですよ、それでも19,500円を払わなくてはならない。そして、一番下の3人目の子供さん、この方は2番目とカウントされますので、11,000円を今度は払わないといけない。

じゃ、こういうふうに軽減があるのとないのではどう違ってくるか。私のところにちゃんと納税書までお見せされた方がいらっしゃいます。その方は平成27年度の納税額52,300円ですから、4-1-Bというところに当たります。そして、ことし4月から8月まではこの軽減ありを受けられました。そして、今度9月にまた保育料が決定されましたという通知が来ました。ここでは60,500円ということで、今度は4-2-Bのところになりました。この年間の納税額の差額は8,200円です。ところが、保育料は3倍以上になっていきます。なかなかテレビをごらんの方はわからないかもわかりません。(資料を示す) こうやってパネルをしたとしても、そこまでは届かないかもわかりませんが、子供さんを出されている御家庭のお母様方は大体わかれたと思います。

まず、この表をもっとわかりやすく表示ができないのか。ほかの自治体のホームページ等を調べました。もっとわかりやすいですよ。そして、お子様というか、おたくの家庭はこの納税額ですから、これだったら(資料を示す) こういうふうに線を引いてあげます。おたくはここですよ。そして、そこに丸をつける。太郎君はここですよ、そういうふうにしなないと、これはわからない。それと、先ほど言った納税額が8,200円ほどの差でこれだけの軽減があるのとないのでは、余りにもひど過ぎる。ですから、この線引きを変えていただきたい。私は全てを無償化にしてくださいとは言いません。ただ、一番多い層の、この第4階層、ここに手を加えていただきたい。これについて、課長、答弁できたらお願いをいたします。もしできないようでしたら、打上部長、お願いいたします。

○議長(松尾勝利君)

橋村福祉課長。

○福祉課長(橋村直子君)

まず、この表の見方をもう一度私のほうから説明させていただきます。

保育料の階層は、国の基準額表に基づき設定してありますが、国の基準では階層の幅が大き過ぎるため、保護者の負担が軽減できるように市独自で、見ていただくとわかりませんが、ことし3月まで2階層から6階層までを半分に細分化しておりました。例えば、2A、2B、3A、3Bというふうに、5-1、5-2、6-1、6-2、この辺が全部細分化した部分です。だから、この幅で1つの保育料額よりも半分に割って、保育料も安いほうとちょっと

高いほうというふうに分けることで軽減を設けております。

ここで4階層のところですが、4階層はもともと48,600円以上72,800円未満というのが1つの階層でございました。もう1つの4-3のところの72,800円以上97千円未満というのがもう1つの階層だったわけです。ここで今度の多子世帯軽減というのが入りまして、この多子世帯軽減の所得割額の数値、金額がここに57,700円未満というのができてしまったわけです。それで、どうしても4-1と4-2というふうな数字が、幅が中途半端なんですけれども、48,600円から57,700円、もしくは57,700円から72,800円、今までの72,800円という数字の境目ができているので、見にくいですが、そこがこういうふうに分け方になっております。だから、この分けるラインを変えるというのは、まず57,700円未満というのはどうしても変えようがないということですね。基準額がここで多子世帯軽減をしてよいのが57,700円未満ということですので、ここは基準どおりのラインでございまして。それから、ここにもう1つ、ひとり親世帯と障害者世帯は2人目は無料にするという、この軽減が入ったのが77,101円というのがまたわかりづらく入っておりますので、この4-3-Aというのがもう1つできてしまっています。だから、他市町の保育料額は見たことございませんが、とりあえずこれで全て基準どおりにはつくってございまして、ここをラインを変えるというのはまた先で、持ち出し分を細分化したらまたもう1つ持ち出し分とかいろいろ考えて、逆にふえてくるんじゃないかなというところですね。

あと、先ほどおっしゃっていただきました、線を引いて丸をつけてあるということですね。1,200人ぐらいいらっしゃるんで、どこまでできるかわかりませんが、確かに保護者の方はどこを保育料として指定されているかというのはわかりづらいと私も今感じましたので、もし担当のほうと見やすいような表示の仕方といいますか、マーカーでなりなんなり提示できるようであれば、それは改善が可能かと思っております。

それと、8千円の問題ですね。どの階層であっても、8千円どころか100円であっても階層枠が変わるのは、例えば、4-1-B、48,600円以上57,700円未満、この方がもしも48,600円以上の所得割額が48,500円と、もしことし9月に変わったならば、3-Bに落ちるわけです。だから、100円であっても階層が変わるのは申しわけありませんとしか言いようがなく、逆に先ほど言いましたように、市町村民税が100円でも減ったら、多子世帯軽減になったりという現象も生じるということになっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

担当課としてはそういうふうな答弁になるでしょう。ですから、私が最初述べたと思いますけど、合計特殊出生率1.8以上、できれば2人以上とか、今、周りを見ていて、3人子供

さんがいらっしゃるとか、よく聞きますよ。そういうふうな方が3人とも保育園に通っているかという、そうじゃないでしょう。上の子は小学校とか行っているでしょう。そしたら、ここの軽減を全てありにできないかと私は言っているんですよ。そんなに3人分を無料にしないというのを私は言っているわけじゃなくて、2番目の方、3番目の子供さんが軽減になるでしょう。そこを私は言っているんですよ。ですから、今これは答えが出るわけではありません。今後も多分毎回言うでしょう、私は。どうぞ検討をしてください。

それでは次に、小学校のエアコンの問題に行きます。

教育長がおっしゃるのは、それはわかっていますよ。高校はPTAとかで、それとか設置は同窓会がやっています、鹿島高校も。そういうのは全て調べております。先ほどおっしゃったように、小学校、中学校は義務教育ですよ。私たちの子供のころは、窓をあけて、下敷きをうちわがわりにあおぎながら授業を聞いておりました。今は、家庭に戻れば、エアコンの入った部屋で過ごしている子供が多いんじゃないですか。大人もそうです。時代とともにライフスタイルは変わっています。精神論だけで我慢しなさいというのは無理があると思います。

再度教育長にお聞きをいたします。教育委員会でこの夏場、子供の教育環境、この暑さについて議論が行われましたか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

お答えいたします。

教育委員会の会議の折に、こういったことが論議されたかどうかという話だろうと思いますけれども、議題としては上がっておりませんが、やはり教育委員さんのほうから熱中症とかの状況はどうだろうかという話がありました。それで、教室のほうでは熱中症があったということは報告は受けておりませんが、そのことは教育委員さんたちにも報告をしております。ただ、外で活動するようなどときには時たま熱中症が発生をしております、救急車で運ばれたという事実もございます。そういったことにつきましても、報告はしております。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

それでは、再度お聞きをいたします。

教育委員会の皆さんは、7月、夏休み前、学校に行かれて、その状況等を体験された方はいらっしゃいますか。1日近くいて、どうですか。（発言する者あり）教育委員会のメンバーの方。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

教育委員会ということで、事務局のメンバーですね、備品検査等で、本当に暑いさなか、検査をしたりしますので、その暑さというのは大体わかっているところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

これだけ暑い日が続いた、もちろん8月は夏休みに入っていますから、学校は登校日だけ行くんでしょうけど、でも、7月、そして9月になっても、ちょっと日が差せばやはり30度を超えるような感じですよ。もう少し子供のことを考えてくださいよ。

きょうの佐賀新聞に載ってましたね。武雄市議会にも傍聴に行きましたけど、武雄市議会でもこれが出ておりました。武雄市は年内に答えを出すというふうになっていると思いますが、私も求めます。年内に再度協議をしていただき、答えを出していただけますか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

武雄市議会の件は、確かに本日、新聞のほうで出ておまして、計画をするような方向で、一応記事としてはなっておりました。ただ、鹿島市のほうは、既に第六次総合計画のほうで設置の方向性といいますか、目標は立てております。武雄市においては、鹿島市同様、中学校は設置をしておりますけれども、小学校のほうは未設置ということで、鹿島市と同じような状況でございます。鹿島市のほうとしては、今年度中といいますか、もう既に第六次総合計画のほうで目標を出しているの、それに向かって粛々と事務手続を進めるというような段階であるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

私、最初から言ったじゃないですか。32年度までに計画はあると。それを見直してくださいと言っているんですよ。だから、検討をしてください。それができますか。この夏場のエアコン設置について、教育委員会でテーブルの上ののせていただけますか、どうですか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

今、32年度までにという目標に向かって手続を行うということでございます。先ほど教育長からの答弁があったように、エアコンをつけるということには、当然財源の裏づけというものが必要となってまいります。今後、各学校の大規模改造事業を実施する予定でございます。御存じのとおり、現在、クラスに仕切りのない学校、いわゆるオープンなクラスというものがございます。そういった学校については、簡単に空調をつけるような構造にはなっておりません。必ず構造上、仕切り等を設置しないことには空調が設置できないといったことがありますので、少なくともそういったオープンなクラスがある学校につきましては、必ず大規模改造をした後か、同時か、そういったタイミングでしか空調を整備することが構造上できないということがありますので、現段階では空調を早期に設置するということにつきましては予断を許さないところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

幾ら言っても平行線のようなですね。ただ、やっぱりこれは議論してくださいよ。クラスに扇風機を2台つけたからいいというわけじゃないでしょう。何の役に立っていますか。何もないよりはましかもわかりません。それと、ほかの明倫小学校とか北鹿島小学校、それが今の子供たちに何か責任がありますか。誰がこれをつくったんですか。今までも地元の北鹿島から稲富議員とか徳村議員から出ていたでしょう。そのとき、あなたたちはいつも大規模改修のときにしますからって、子供たちはその間に小学校を卒業していくでしょう。どんな思い出が残りますか、小学校の。もう少し考えていただけないですか。

この件はこのくらいにしておきます。再度またこれも議題にのせて一般質問いたしますので、よろしく願いいたします。

最初、市長に御答弁をいただきました消費税増税の延期、これはこれから少しずつそういうふうに出てくるかもわかりません。最悪のシナリオの自治体に丸投げ、こういうことがないようにしてもらいたいなという気がします。

ちょっと時間が少なくなったので、今回、議案審議の中でも中村一堯議員とか松田義太議員からも質問が出ておりました国庫補助金の減額、特に今回は市営住宅の件で社会資本整備総合交付金が約45,000千円減額になりました。これを市営住宅の建設事業債、要は市の借入れです。それで補填をされています。私たちの委員会が総務建設環境委員会ですから、そういうふうな補正予算等でいろいろ議案が出てくる中で、どうもここ数年、減額が多くなってきていないかなと、そんな気がするんですね。ちょっと時間が少ないので、寺山参事には

申しわけないですけど、まとめていただいて、ここ数年、こんな感じで減額になっていて、でも、こういうふうな事業についてはやってきましたよというのを簡潔にお願いできますか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

国庫補助金の内示率と申しますか、の関係ですけれども、平成28年度予算でいきますと、土木関係で公共下水道事業につきましては100%ついております。あと、肥前浜宿街なみ環境整備事業は89.6%、先ほどありました住宅建設事業については30.7%、農業分野でいきますと、強い農業づくり交付金事業が85.6%、産地パワーアップ事業が95%となっております。また、圃場整備事業につきましては23.6%の内示率となっております。そのほか、教育関係では古枝小の大規模改造が不採択という状況でございます。過去に申しまして大体市道の補修関係が、悪いときは平成23年が47.2%とか、そこら辺で非常に採択率が悪いという状況もあります。

その後の対応ですけれども、国庫補助金が要望額との差額が生じる理由としましては、国庫補助金の総額に対する要望が多いというのがありますし、東日本大震災とか、その復興予算関係に国全体の予算が持っていかれているというのにも影響しているのかと思われま。この要望額との減額の差ですけれども、対応といたしましては、当該年度事業費の削減、いわゆる道路でいけば100メートルのところを70メートル行ふとか、その内容の変更、もしくはその事業量の変更で間に合うものであれば、その事業の内容で変更していただきますけれども、調整がきかない分、例えば、用地費でありますとか建設事業関係も出てくるかと思えます。そこら辺の対応につきましては、例えば、抱えている事業のどれかをやりくりして行ふなどの対応が出てくるかと思えます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございました。済みません、本当はもっと詳しく答弁をいただくはずだったんですけど、残りが7分程度になりましたので。

そういうふうな国庫補助金の減額とか、先ほどの消費税増税延期によるどういうふうな地方自治体への配分が決まってくるかわかりませんが、そういうふうな心配を抱えながら、もう1つ、私たちの鹿島市で心配するのが今後のニューディール構想の進め方です。現在までピオの3、4階への公的施設の移転、総合庁舎移転に伴う新世紀センター建設など、紆余曲折を重ねながら、大体構想に沿った事業が進められていると思います。今後は新規の市営

住宅建設、そして、昨日の一般質問にも出ておりました市民会館建設へと、さらに大型事業に着手をしていきます。このような国庫補助金が減額提示の場合、今の構想に沿って事業を進めるのか、しかし、補助金が得られなかった場合、市債を発行し、借金となるわけですが、事業を進めるのか、ピオの公的移転の際、リーダーシップをとられ、リノベーション事業など都市建設、社会資本整備事業に精通をされている藤田副市長、御答弁をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

藤田副市長。

○副市長（藤田洋一郎君）

市の重要事業の進め方としての財源の考え方からの御質問だろうと思います。

繰り返しになりますけれども、今年度から第六次の鹿島市総合計画が始まっております。その中にはニューディール構想に掲げました主要な事業についてはほとんど組み込まれております。この総合計画の審議の中では、いろいろ市民の皆様、御意見をいただき、議員の皆様からも御意見をいただきながら総合計画をつくり上げてきたということでございます。ですから、行政といたしましては、その総合計画をしっかりと進めていくことが一番の責務だろうと思っております。

ただ、先ほど企画財政課長が申しあげましたように、それを実施する段階ではいろいろな財源の制約も一つ一つは出てくるだろうと思います。その時点時点においては一番行政としましては、当年度の財政負担、それから後年度の財政負担あたりも一生懸命精査をしながら、どういった形で事業を進めていった方がいいのか、じゃ、その中にはいろいろな事業も先送りなり圧縮という話もあろうかと思いますが、そのあたりについて市民の求められている第六次総合計画をしっかりと進めるために知恵を出し、そして、実施段階においては議員の皆様、御意見をいただきながら、我々はやり方、それからこういう形でやりますということをしかりとお示しをし、それを受けて皆様と御議論しながら事業を進めていきたいと、そのように思っております。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

副市長ありがとうございます。今、副市長がおっしゃったようなことが、そういうふうに進んでいくべきだろうなという気がします。

ただ、財源不足が発生する可能性というのはやっぱりあると思います。そういうふうな中、今回、市営住宅についてはPFI、プライベート・ファイナンス・イニシアチブという内閣府が進める事業の導入を考えていらっしゃると思います。地方自治体が事業計画をつくって、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行

う新しい手法です。私たちが視察に行ったところも、今、新しい市民ホールとか住宅はそれを導入されて、民間の活力をかりながらされております。

じゃ最後に、市長、あと2分ですけど、次の市営住宅はそれでいくとして、市民会館、昨日の御答弁でも寄附をいただいて、もともとこの市民会館を建てることができた。じゃ、今回、今の時代に合うこのPFIというものを活用しながらやっていく考えとか、どうでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

全体の流れは、冒頭に言ったように、金がないと、穴埋めをせんといかんという話になったら、先延ばしするか、借金をふやすかですよね。それから、ほかのルートから金を持ってくるか、これは消費税のときに、さっきお話ししたのと同じだと思うんですよ。ただ、この事業を絞ってやるとすれば、ちょっとほかに選択肢がふえるのかなと思っております。その典型的なのがお話にありました浄財を集める、寄附をお願いするという話でございますね。方法を変えるという意味では、PFIは一つの選択肢だと思います。ただ、現時点ではまだそこまで絞り切っていないので、一つの御提案だと私は思います。そのかわりPFIというのは、御承知のとおり、民間から資金を集めないといけない。したがって、いろんな業者の方にこの施設は必要ですよと、皆さんが使っていただくのにふさわしい施設ですということを理解いただかないと、お金頂戴だけじゃ集まりませんので、その辺を含めてしっかりと私たちは今度は本当にこれからこっちに軸足を移すと、昨日言ったとおりでございますから、いろんな道を探っていくと、そういうことになると思います。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

皆さん御答弁ありがとうございました。きつく述べたところもありますけど、市民の目線に立って質問したつもりです。どうぞ今後も御検討をお願いします。ありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

以上で10番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は20日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時21分 散会